

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成25年2月28日（木曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程第1 発議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 質疑、討論、採決

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員長請願付託

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正一郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 課 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	行 政 推 進 課 長	林 清 明
総 務 課 長	加 瀬 寿 一	企 画 政 策 課 長 兼 被 災 室 長	米 本 壽 一
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	斉 藤 馨	環 境 課 長	大 木 多可志
保険年金課長	石 毛 健 一	健康管理課長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子 育 て 支 援 課 長	佐久間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	大久保 孝 治	建 設 課 長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	下 水 道 課 長	加 瀬 喜 久
会 計 管 理 者	宮 應 孝 行	消 防 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	新行内 弘	病院事務部長	菅 谷 敏之史
病院経理課長	鈴 木 清 武	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	監 査 委 員 長 事 務 局	馬 淵 一 弘
農業委員会 事務局 会長	加 瀬 恭 史		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 俊介） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第44号までの44議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず第1点目に、議案第1号、総務費の67ページ、説明欄13の委託料の児童交通安全街頭指導委託料の委託先はどこか伺います。

2点目に、説明欄19、旭地域交通安全活動推進委員協議会補助金について、飯岡、海上、干潟地域はどうなっているのか伺います。

3点目に、民生費、107ページ、説明欄6の家族介護慰労金支給事業、20扶助費、家族介護慰労金の介護対象者は何名なのか伺います。また、その対象家族は何名なのか伺います。

4点目に、教育費217ページ、幼稚園就園奨励事業、19負担金補助金及び交付金の幼稚園就園奨励金補助金の内容の説明と対象について伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、伊藤保議員の質問にお答えいたします。

まず、67ページの児童交通安全街頭指導委託料の委託先はどこかというご質問でございま

すけれども、委託先につきましては、シルバー人材センターへ委託しております。

シルバー人材センターにおいて受託した場合に、業務に従事する方々の選定につきましては、実施地区の小学校周辺の交通環境に詳しく、児童とも顔なじみの方を選任しております。

なお、委託に際しましては、予算要求時、市内の小学校15校に対しまして要望調査を実施しており、学校によりまして、教員や保護者のボランティアの方々が実施している小学校もございますので、平成24年度は8校の小学校を委託しており、平成25年度予算においては9校を、1校増えまして9校を予定しております。

続きまして、同じ67ページの旭地域交通安全活動推進委員協議会補助金、飯岡、海上、干潟はどうなっているのかというご質問でございますけれども、この旭地域の中には、今言いました3地区全てを含んで推進委員は活動範囲としております。

推進委員の方々の活動でございますけれども、春、夏、秋、冬の交通安全運動、シートベルトの推進等の啓発活動を中心に実施しておりまして、現在、旭市には9名の委員がおりまして、任期は1年、再任は妨げないということになっております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、107ページの説明欄6、家族介護慰労金の介護対象者数とその対象家族数についてのご質問に対してお答えいたします。

家族介護慰労金につきましては、要介護度4または5のねたきり状態の高齢者を同居して介護している場合、介護している家族の経済的な負担の軽減と在宅生活の継続を図ることを目的といたしまして支給しているものでございます。その支給対象者数は135人を見込みました。また、対象家族数についても同じでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、予算書の217ページをお願いします。幼稚園就園奨励費補助金の説明と、その対象者はというご質問です。

この事業につきましては、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するという目的のために、私立幼稚園の設置者が保育料及び入園料を減額または免除する場合、その幼稚園の設置者に対して、予算の範囲内で幼稚園就園奨励費補助金として交付するというものでございます。

ちなみに、国の補助事業で、補助率は3分の1になっています。

対象者ですが、条件がありまして、まず旭市に住所を有すること、それから満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を私立幼稚園に通園させていること。この満3歳児といいますのは、入園時には2歳で、その年度中に3歳を迎える者のことを満3歳児といいます。対象となるのは3歳になってからになります。

それと、当該年度に納付すべき市民税の所得割の課税額が21万1,200円以下の世帯で、所得の段階に応じて補助金の額が異なります。

参考までに、24年度における減免対象となる園児数は303人、交付対象の私立幼稚園は5か所、申請されている額は3,514万9,100円となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 市内全域に学校の通学時ということでございますけれども、PTAの活動のないところを優先的にということでございますけれども、ある程度、ほかのところもあっていいのではないかなと思いますけれども、その辺のところも考慮してこれから考えていただきたいと、このように思います。

それと、次の協議会というのはどこに設置されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） ただいま、他の地域、PTA活動はまあいろいろとやっているけれども、他の地域においてももっと検討してもらいたいというご質問でありましたけれども、先ほど言いましたように、要望調査等は実施しておりまして、各小学校においても、教育の一環とか、そういうところでの教員の方々の考えもございます。ですので、それにつきましては、要望調査のほうは常々しておりますので、希望のあったところからは、これからは同じような形で行っていきたいと思います。

それともう一点、推進委員協議会の事務局はということでございますけれども、協議会の事務局は旭警察署内にありまして、旭市交通安全協会において協議会事務局ということで、市もそちらのほうに対しまして活動支援ということで補助金を支出しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 議案第1号の64ページなんですけれども、光ファイバー敷設工事とい

うことですが、金額はそんなに大きくないんですけれども、合併時に公共施設については全て光ファイバーを導入したわけなんですけれども、これはどこでどのようにやっているのか、詳しい内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 予算書64ページ、光ファイバーケーブル敷設工事819万円の具体的な内容についてお答えをいたします。

これは、旭駅前線の共同溝工事に伴う光ケーブルの移設工事と、あとは飯岡統合保育所光ケーブル敷設工事、これに係る工事請負費ということでございます。

詳しく申し上げますと、旭駅前線共同溝工事に伴う施設工事は、旭駅前線の市民会館から県道銚子旭線に至る間を地下埋設する、そんな工事であります。それと、飯岡統合保育所光ケーブルの敷設工事につきましては、飯岡支所から保育所を新たに敷設するものであります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号について何点かご質問いたします。

まず、50ページ、行政改革推進費の具体的な内容です。行革と言っていながら、なぜ多額の経費を支出するのか。

それから、70ページ、市バス運営事業の具体的な内容。これは予約に対して利用できない方への対応はどうなっているのか、それだけでいいです。それからあと、年間の稼働日数をご説明いただきたいと思います。

それから、117ページ、保育所指定管理委託事業の具体的な内容。その中で、直営で行っていた時点と比較して、具体的な経費削減額についてお尋ねします。それから、指定管理にしたメリットはどのようにあるのか。2点です。

それから、174ページ、土地開発公社運営費補助金の具体的な内容。これにつきましては、早期に解散すれば、補助金を支出しなくても済むのではないかと。また、昨年と比較して名称が変わった理由についてお尋ねします。

それから、186ページ、旭中央病院アクセス道路整備事業の道路用地購入についてであります。他の事業でも土地購入費がありますが、不動産鑑定を行って購入しているわけですが、実勢価格との差がかなりあるわけですが、なぜこのようなことになるのか。

5点お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、50ページの行政改革推進費についてお答え申し上げます。

平成25年度の予算は516万9,000円で、24年度と比べまして390万9,000円の増となっています。その主な理由ですが、大きく2つございます。1つは、7節の賃金を新規に計上したこととであります。これは、徴収対策を進めるために、国税局の徴収ノウハウや考え方、それから姿勢、そのようなものを市に取り入れたいと考えまして、国税局OBを債権管理指導員としてお願いする経費であります。積算の内訳といたしましては、勤務日数を週3日程度、年間150日強見積もったものであります。

もう一つは手数料で、これも新規の計上であります。この手数料は、12月議会で議決していただきました訴えの提起に関連した経費でありまして、いわゆる市債権と呼ばれます市営住宅家賃、水道料金、学校給食費、放課後児童クラブ料金、農業集落排水事業使用料等に係る滞納整理を進めるため、司法手続を活用するための経費として計上したものであります。

なお、この経費につきましては、債務者に請求できるものでありますので、いったん支出しますが、その過半は戻ってくるものと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、70ページ、市バス運営事業の具体的な内容ということで、ご質問のほうは、予約に対して利用できない場合の対応は、それと、年間稼働日数はどうなっているかというご質問にお答えいたします。

まず、市バスを利用する際の申し込みでございますけれども、一般の方々は、使用予定日の2か月前の日からの予約となっております。市バスという目的からして、まず市及び学校行事につきましては、年間を通じて優先的に予約ができますことから、例年、1月中旬から関係各課並びに学校に対しまして予約調査を実施し、運行の調整を行った後、一般の方々の受け付けを行うというような形になっております。

ご質問の一般の方々の申請でございますけれども、今申し上げましたように、市及び学校行事が優先となっていることから、仮に希望する利用予定日に既に市バスの運行予約があった場合におきましては、利用予定日の前後の空き状況を一般の方々にお伝えいたしまして調

整をしていただいております。

また、年間の稼働日数でございますけれども、平成23年度の資料で申し上げます。稼働日数、営業日307日、年間ございます。バスは今、2台ございまして、1台ずつの稼働日数を申し上げます。1台は307日に対しまして219日、稼働率でいきますと71.3%となっております。もう一台は、同じく営業日307日に対しまして216日、70.4%の稼働率でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、117ページの保育所の指定解除についてお答えいたします。

干潟保育所の運営を市直営で行っていたときと指定管理とした場合の比較ですが、18、19年度に直営で実施していた2か年の運営費の平均が約9,500万円です。平成25年度の指定管理料の予算は、直営のときに実施していなかった病児・病後児保育、土曜日の1日保育を含めた総額で8,654万7,000円ですので、指定管理委託により845万3,000円の経費の節減が図れる見込みです。

ちなみに、病児・病後児保育と土曜日の1日保育の人件費を含めると、約1,000万円以上の節減が図れると思われま。

指定管理のメリットとしては、直営では導入が難しかった看護師2名の配置を要件とします病児・病後児保育、それから土曜日の1日保育、午後5時半までの保育の実施が可能となったと。それから、運営費の経費削減が図られたと。それから、当時、職員16名おりまして、正規職員10名、正規保育士が9名。この9名を他の13保育所に配置することによりまして、正規保育士の割合を増やしたことによりまして臨時保育士がクラスを持つということの解消が図られております。その辺がメリットでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の174ページ、土地開発公社運営費補助金の具体的内容等につきましてのご質問にお答え申し上げます。

運営費の具体的内容につきましては、土地開発公社で保有しています公用車の維持、あるいはパソコンの通信容量、あるいは解散に向けての各種登記手続きに関します費用、こういう経費を見込んだものでございます。

詳細を申し上げますと、旅費で15万円、燃料費、消耗品費等の需用費が32万9,000円、保

燃料等の役務費が31万円、パソコンの通信費等が11万円、車の税金等の公租公課10万1,000円、合計で100万円を見込んでおるところでございます。

議員からのご質問の2点目、早期解散していれば、この100万円の補助金は必要ではないかというご質問をいただきました。現在、解散に向けまして事務の処理を進めておるところでございます。解散につきましては、公社理事会での解散同意をいただき、さらには議会の議決、これは当然ながら知事への解散認可申請、あるいは解散清算人の登記申請、いろんな各種手続を要することから、平成25年度につきまして予算措置を願ったものでございます。

この名称が変わったという理由につきましては、本年までの土地開発公社の企業誘致促進事業につきましては、今後は一切の事務を一般会計の商工業振興事務費で事業を実施しながら企業誘致に努めてまいります。平成25年度の土地開発公社運営費補助金につきましては、公社の解散に向けての事業費の補助金ということでご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、186ページ、旭中央病院アクセス道整備事業の道路用地購入について、不動産鑑定と実勢価格との差があるのではないかとありますが、市としては、地域の実情を十分熟知し、しかも公共事業に精通し、過去に実績のある不動産鑑定士2者に依頼した結果を検証し、合理的な鑑定評価に基づいて決定しておりますので、あくまでもそれを信頼しているということでご理解願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、50ページの行革の問題について再質問しますが、国税等のOBを導入するということですが、結局、行政改革推進課がなくなっちゃってこういうことできる、これでは、行政改革推進課を作った上にさらにこういうのをやったら、行政改革推進課の人件費等が無駄になるんじゃないかと思うんですよ。いろいろOBに来てもらって指導いただくということであれば、行政改革推進課がなくなっちゃうと思うんですよ。行政改革推進課の人件費だけ余分なものになっちゃうと思うんです。

それから、70ページの市バスの運営事業の中で、年間の稼働日数分かりましたが、市バスという中で学校優先はちょっとおかしいじゃないかと思うんですよ。そういう中で、先ほど、申し込みがどのくらいあるかはちょっと答弁いただいておりますが、結局、どうしたって重なっちゃうと思うんですね。そんな中でどういうふうにするのか。対応ですね。そう

でないと、利用した人と利用しない人、団体の片一方は無料だと、片一方はそのままかかったらわけですよ。かなり不平等が出ると思うんですが、それをどういうふうに考えているのか。

それから、117ページの保育所の指定管理の問題でございますが、先ほどの説明だと、サービスがよくなった、それから経費の削減ができたということでございますが、今の保育園の運営の関係では、かなり国からの補助金。今は補助金と言いませんが、前は補助金であったものが、今、交付税参入されるという中で、むしろ私立保育園を公設公営等にしたほうがメリットあるわけですよ、市の財政としても。そういう中で、サービスがよくなった、それから運営費が削減されたということであれば、さらに進めていく必要があると思うんですが、その辺はどう検討しているのか。

それから、土地開発公社でございますが、まだ解散しないと。そういう中でこの予算計上したということでございますが、幾ら公社で解散しようと思っても、市のほうにその予算を計上していなければ何もならないわけですよ。最初、本当は市に予算を計上してもらって、それから今度は、もう解散の移行を進めているわけですから、解散と。順序が逆じゃないかと思うんです。それ、どういうふうに考えているのか。

それから、186ページの旭中央病院アクセス道路の用地購入費についてでございますが、2者に頼んで公平な鑑定をしてもらっているということでございますが、私が見ますと、例えば、鑑定士というのはみんな国家試験ですね。そんな中で、例えば同じ田んぼ鑑定しても、裁判所でやったら、100万円以上の田んぼの鑑定出ないんですよ。市でやれば、とんでもない相場出るわけですね。

この問題だけでなく、この前、ちょっと私が、堀之内の鑑定聞きましたら、田んぼで400万円というんですね。実際、この東小路の幾ら高いところでも、100万円という実績価格はないですよ、売買。ましてや、ああいう山の手になったら、本当に安いわけですよ。だから、果たして鑑定が公平なものかどうか。

また、税務課のほうで課税のたびに鑑定しますね。これ、みんなそれぞれかなり乖離があると思うんですが、その辺の鑑定どうなっているのか、詳しく再度聞きたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 私ども行政改革推進課の課員6名の人件費が無駄だというご意見であります。このご意見は、課員6名への叱咤激励だということでお聞きしておきた

いと思います。

ただ、国税の職員OBにつきましては、国税の持つ徴収のノウハウ、それから滞納者を見きわめる目、そういったものをぜひ市に取り入れたいということをお願いするものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。無駄にならないように、課員、一生懸命やっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） 高橋議員のほうで、学校優先はおかしいのではないかと。それと、重なる団体については不平等が生じるのではないかとということでございますけれども、まず、旭市の市バスでございますけれども、使用の範囲につきましては、利用者人数が最低20人以上であって、市内の公共施設または公共施設における会議などに参加する場合、それと行政視察、または行政に関する調査を行う場合、市主催の式典、行事などに市民を送迎する場合などということで使用の範囲を定めてあります。

そういった中で、先ほど言いましたように、この使用範囲に関係する団体に対しまして、学校に対しまして、そういう調査を行っておりますので、決して優先的ということではございませんので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

それと、重なる団体でございますけれども、先ほど申しましたように、こちらのほうでは、その方々がどうしても重なってしまうという場合におきましては、空き状況を皆さんに伝えまして、極力調整を、一緒に調整しながら利用していただいておりますので、それほど重なるということはありません。

以上です。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、再質問についてお答えいたします。

国の三位一体改革によりまして、議員おっしゃられたとおり、平成16年度は保育所の運営費、公立分は一般財源化され、平成17年は延長保育と特別保育が交付金化され、平成18年度には公立の施設の改修等は補助金が出なくなりました。そういう厳しい中で、平成20年に指定管理を導入いたしました。

今後どうするかということですが、新制度とって、保育の制度が大きく変わろうとしております。その中で、国もこういうことを民間に少しシフトしていくような制度になるかと思うので、その新制度の中で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうから、解散という言葉を出しながら市の予算計上がないんじゃないかというご質問をいただきました。

ご承知のように、土地開発公社で持っております資産、帳簿価格で4億2,000万円ほどあるわけですが、これは市の土地開発基金からお借りして取得してございます。そんなことで、市の基金から出してあるお金。今、他の町村、あるいは県とも相談しながら、何かいい方法はないかなと。例えば代物弁済というような形で処理ができないかどうかとか、いろいろな形で模索している。そういうことで予算計上はしておりません。

今の代物弁済というのは、あくまでも私が今考えている部分ということでご理解いただきたいと思います。そういうことで予算計上はしてございません。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 場所によっては、そのくらいで取引を受けているということも聞いたことはあるんですけども、あくまでも需要と供給のバランスということで、市で何かを決定する場合においては、いろいろな要素を勘案して算出する鑑定士の判断ですので、妥当だというような形で解釈しております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これが最後の質問ですが、50ページ、行政改革の問題でございますが、国税のOB入れたって、実際は現場に携わっていないんですよね。現場に携わって本当に税金を取ってくる人というのは、恐らくいないと思うんです、ここへ頼んでも。だいたい事務屋だと思うんです。むしろそれなら、市の職員のほうが現場に携わっていますから、ノウハウは知っていると思うんです。まあ、あとは言いませんけれども、いずれにしても、行革を打ち出した中ですから、なるべく行革に沿った線で進んでいただきたいと思います。

それから次に、70ページの市バスの関係でございますが、ただいま説明を受けましたが、かなり利用の範囲が狭いから希望者が少ないというわけでございます。ただ、学校行事というのは、恐らく重なることがあると思うんです。そんな中で、多分、使えない学校も出ちゃうと思うんです。ですから、それらのないようになんかどうするか。このまま市バスを続けていくのか、それともなくしちゃって、一律、例えば1回の利用に対して3万円とか、そういうことが平等だと思うんです。ですからその辺を、平等になるような対応をひとつお願いしたいと思います。

それから、117ページの保育所の問題でございますが、今、やっぱり国も金がないから、

なるべく国は、交付税なんか、もうここ長い間、ずっとそんなに金額変わらないですよ。金がないから何らか削る。それで今度はこっち。結局、シソと同じなんですね。そんな中で行革を進めていけば、なおさらこの保育園の民営化を私は進めていくべきだと思います。それが経費の削減、そしてまた子どもたちへのサービスがよくなることですから、その辺十分検討していただきたいと思います。

それから、117ページの土地開発公社の問題でございますが、金がないから最終的には代物弁済という話がありましたが、まあいずれにしても、旭の財政がだんだん厳しくなっていて、これから、なおさらこれ処理できなくなっちゃうと思うんですよ。まず解散ということであれば、幾ら解散したって、買ってくれなくちゃしょうがないわけですから、まず至急に予算をつけてもらって、それから解散を急ぐべきだと思います。

それから、あとは186ページの不動産鑑定の問題でございますが、やはり実勢に合った不動産鑑定していただくのが一番いいと思うんですよ。これは多分、私の見方では、不動産鑑定士も、金額でいって鑑定料違うんですよ。そんな中で、市も買いやすい相場を提示して、それでつけてもらっていると思うんですが、やっぱりそれはそれ、これはこれ、補償は補償、そういう明快な、誰にでも答えられるような不動産鑑定をこれからやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第1号について質疑を申し上げますけれども、私どもは1号から44号まで、全て質疑の対象になっているわけですね。執行部の皆さんにおいては、自分のエリアだけということだと思います。恐らく、今、進めていきますけれども、うっかりすると、通告漏れがあるかと思います。しかし、上程した以上は、皆さんは熟知しているものとして質疑させていただきますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、企画費の中の説明欄17、道の駅の関係です。道の駅の公有財産購入費が新年度、予算化されるわけでございますけれども、この道の駅の場所の選定というんですか、場所の決定はほぼされたものとしてこういった予算化をされておるのか。その辺をお願いしたいと思います。いや、意味を。

それと、今度初めて出てきていましたけれども、「がんばろう！旭」の復興支援事業2,152万円ありますが、その事業内容等を詳しくお知らせいただければと思います。

(発言する人あり)

○17番(日下昭治) いや、同じ、横の次のページですから。六十二、三で今言いましたので。

次に、74ページになります。調査事務費の委託料の中に不動産鑑定委託料がございますけれども、これらは評価替えというんですか、その辺のものがあってこういった不動産鑑定をされるものなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、次のページになりますけれども、収税事務費、1の報酬がございますね。市税等徴収補助員の報酬が。これ、毎年出てくるわけがございますけれども、同じ人なのか、どのような方がこういったものに当たるのか、何年か継続されてきている方なのか。それと、徴税補助員ですので、どのような扱いになっておるのか、お願いしたいと思います。

次の2款についてはあまり問題ないんです。参議院議員選挙は7月だと思います。そうしますと、市長選も7月にやるわけがございますので、同一日に投票日を持っていくべきじゃないか。そうすると経費の節減になるのかなと。それは一応、意見として申し上げさせていただきます。

続きまして、119ページになります。民生費、生活保護費です。生活保護関係職員給与費7名ということでございますが、生活保護対象者がどのくらいあるのか。また、その7名が当たる仕事の内容等について詳しくお願いしたいと思います。

続きまして、186ページです。まず蛇園南地区流末整備事業。今年度比から相当大幅な予算が入ってきたわけがございますけれども、当然、それだけ事業が進むものと理解していいものなのか。その辺を少し、計画的なものをお願いしたいと思います。

205ページになります。消防広域化・共同化基盤整備事業の関係です。これらにつきまして、多分、消防無線の広域化ということで、県下を西部地区と東南部地区という形に2本化されると思うんです。4月から東部地区は実施されると思うんですけれども、そこへ職員が派遣されると思うんですけれども、それらに基づいた今後の対応ですね。署のほうの対応含めて少し説明。2名が派遣されていますけれども、多分、今までの指令室がなくなると思います。そうすると、当然、指令室に配備される職員が現場につくなりなんなりできるのかなと単純に思っていましたけれども、しかし、2名ずつ派遣されるとなると、毎日2名、大変なものですが、その辺を。多分、新年度から含まれると思いますので、その辺ちょっと。広域化無線の方法というよりも、その辺をちょっと説明いただければと思うんです。

231ページ、飯岡中学校事業。これは当然、中学校をいろいろどんどん進めていただきました。

いなと思います。この中で、公有財産購入費が入ってきたわけです、新年度から。1億8,000幾らですけども。これは飯岡西部地区の非農用地を利用するという話を聞いておりますので、当然、新年度、25年度中には飯岡西部、まあ農政の関係になろうかと思えますけれども、飯岡西部地区の少なくとも換地作業くらいは終わるということでこのような予算化を予定したものなのか、その辺をお願いしたいと思います。

学校給食センターの関係でございますけれども、単純の比較で大変失礼なんですけれども、第一、第二の給食センターの管理費と運営費がございますよね。見ると、まあ規模が違うから、そういったことだろうと思えますけれども、結構変わってきているものが大きいものがあるかと思うんです。学校給食センターの運営費、第一と第二を比較した場合にだいぶ違う。管理費はそうでもないですか。運営費ですね。運営費が大幅に変わっているものがあるかと思えますけれども、その辺の違いをお願いできればと思います。

以上ですね。はい、お願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、初めに62ページ、17節公有財産購入費でございます。これは道の駅の場所は決定したのかということのご質問でございました。場所につきましては、旭中央病院アクセス道、東西線のほぼ中央あたりの道路の南側ということで決めさせていただいております。

続きまして、63ページの「がんばろう！旭」復興支援事業の具体的な内容ということでございます。初めに、第8節から第14節までのこの事業でありますけれども、これは群馬大学の教授を招聘いたしまして、防災講演会を予定しております。これ合わせますと150万円になるんですけども、そのためのものであると。

それと、19節「がんばろう！旭」復興支援補助金の2,002万円の内訳でございます。1つに、旭市いいおかY・O・U・遊フェスティバルなどの夏の観光イベント関係に860万円を予定しております。それから、しおさいマラソン大会など、体育振興に係るイベントとして142万円を、そして津波被害で大変暗くなってしまいました飯岡海岸地域に、「飯岡の夜に光を灯すプロジェクト」と題しまして約100基の街灯を設置すると。こんな事業を予定しているのが1,000万円であります。

以上、内容でございます。

○議長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、74ページの不動産鑑定委託料の関係をご説明いたします。

2,204万5,000円の内訳でございますけれども、これにつきましては、3年ごとの土地の評価替えに当たり、国の評価基準により、評価替えの前年となる平成26年1月1日現在の土地の価格を求めるため、不動産鑑定を委託するものであります。

もう一つなんですが、同じく評価基準によりまして、本年7月1日現在の時点修正のための価格を求めるため、不動産鑑定を委託するものであります。

初めの国の評価替えによります1月1日現在の調査地点であります、こちらにつきましては305地点でございます。それから、時点修正の7月1日現在の価格の調査につきましては、95地点でございます。合わせまして、総額2,204万5,000円の不動産鑑定委託料でございます。

それから、75ページの徴収補助員の報酬の関係でございますが、こちらにつきましては、一般会計と特別会計から1名ずつ予算化しております。基本的には1か月の基本の額でございますが、基本賃金につきましては6万2,000円でございます。それから、予算でとっております歩合といいますか、収納額の3%の賃金としまして6万2,000円、それから、口座振替1件につきまして1,000円という報酬をとっております。それから、交通費が3,000円ということで、1か月12万8,000円の予算で、12か月分で153万6,000円となっております。

（発言する人あり）

○税務課長（佐藤一則） 2名の方につきましては、銀行を退職しまして、現在11年目、2人とも11年目の方でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 119ページ、生活保護費の関係についてお答えいたします。

現在、この職員につきましては、査察指導員とケースワーカーでございます。業務といたしましては、生活保護受給者の生活指導全般でございます。対象者につきましては、326世帯、378名を予定しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 186ページ、蛇園南地区流末整備事業の具体的な内容ですけれども、今年度は、従前に比べると延長区間が長いんですけれども、一つは、国道126号線の飯岡バイパス歩道部分に229メートル、あと、県道飯岡片貝線に280メートル、通称親不孝通り、市

道なんですけれども、それに470メートルの合計979メートルを計画しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、205ページ、消防広域化・共同化基盤整備事業の関係でございますが、事業内容といたしましては、平成25年4月より本格的に運用が開始されます共同指令センターの経費でございます。

また、議員ご質問の派遣職員の関係と既存の指令室の今後ということでございますけれども、千葉県で70名の職員が共同指令センターで指令業務をするわけなんですけれども、当本部からは2名の者が出向します。これは毎日2名行くということではございませんで、2名の者を派遣ということで、共同指令センターでは4部制といいまして、4班に分かれまして24時間勤務体制をするわけでございます。

それと、旧司令室なんですけど、こちらに関しましては防災無線の関係、あと、駆け付け通報ですとか一般加入電話による通報等もございますので、これは廃止するわけにはまいりませんので、人員を減らしまして対応していくということになります。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、231ページのほうをお願いしたいと思います。

中学校費の飯岡中学校の公有財産購入費ということで予算化されたと。このことに関しては、買えるめどが立ったからの予算化なのかというご質問です。

この土地改良の進捗状況につきましては、関係機関から報告を随時受けています。去年の6月ごろ、計画変更したいということで、どうしても同意を得られない方がいらっしゃるので、その部分を外していくというようなことで計画変更の説明がありました。その段階で、25年度の夏ごろに換地が完了するんじゃないかというような説明を受けました。その段階で用地購入に入れるという説明を受けています。その後、年末に入りまして、再度、進捗状況はということで集まって確認してございます。そのときも計画に変更はないというようなことから、用地購入を今回予算化したということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、270ページ、271ページ、給食費の第一、第二センターの特に運営費の違いでございますが、まず、大きなところでいいまして、いわゆる食数が違います。だいたい900食、年間で17万ぐらいの食数の違いがありますので、それに伴う賄

い材料費の差。それからあと、もう一つ一番大きなところは、実は、調理の仕方が一と二で違っておりまして、第一センターにつきましては、全て委託した職員で作っていただいていると。それに対しまして第二につきましては、昨年の9月11日から稼働したわけでございますが、それまでいた市の職員だけでは実は足らなくて、食品衛生基準法、いろいろ新しくなったものですから、新しいセンターでは足りないものですから、その不足分を派遣していただいているということで、その派遣の部分がかなり違っておりまして、その辺が大きな差ということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、再質疑をさせていただきたいと思います。

財産の購入費、道の駅の土地購入につきまして、ほぼ、中央病院の東側の特定な位置は決まらないにしても、ある程度そこだと。しかし、何か話に聞くと、かなり難しい場所であるという話を聞いておるわけです。例えば、中央病院が何か起こしたときにはもう全くだめだよと。土地が収用できないと。そういうところへ多分計画されるわけでございますので、いろんな問題がこれから浮上するんじゃないかなというのを私も気にするわけでございますけれども、例えば、その辺がだめだということであれば、場所の計画地が変更するということも視野に入っておるのか。その辺をお願いしたいと思います。

次、税務課長、市税補助員の内容、今、そういう形で分かりました。しかし、税務徴収吏員というんですか、今でも多分、一般の職員はできないと思うんですね。徴税吏員資格ですか、そういったものがあるかと思います。そうしますと、補助員であっても、同様のことをやらなければならないと思いますが、そのような扱いをするのかどうか、もう一度確認したいと思います。

それと、消防長お答えいただきました件でございますけれども、実は、ここを見ますと、広域化による事業入っております。廃棄物委託料だとか解体撤去工事だとか、この辺が入ってくるわけでございますけれども、私は考え過ぎてしまったのかなと思いますけれども、広域に基づいて司令室がいらなくなって、違うものに替えるのかなと思ったんです。解体だとかその辺、先ほど、冒頭のあれで質疑すればよかったんですけれども、ちょっと漏らしてしまいましたので、次のものも含めてお願いしたいと思います。

それと、広域化による署としての問題です。今まで、通信室を持っていたときよりも、広域化によって利便性が今までよりよくなるのか、あるいは、向こうまで職員を派遣するにお

いて、あまり変わらないんじゃないかなということなのか。はっきり答えなくてもいいんですよ、その辺は。しかし、できればちょっとお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 62ページです。17節、公有財産購入費です。

道の駅の場所ですけれども、だめであれば変更を考えているのかということで、今の段階では、だめであればとは考えたくもありません。ただ、道の駅建設準備委員会の中では、東西線のところで三つ候補地をもともと設定してありました。これを第1の候補に、それで交渉に行こうというふうに決めたものでありますので、だめであればということは今のところ考えておりません。

○議長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 徴収補助員の関係なんですけれども、この徴収補助員につきましては、旭市市税等徴収補助員の設置規程というのがございまして、そこで身分の関係なんですけれども、徴収補助員は地方公務員第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とするというようなことで明確にうたわれておりまして、服務につきましても、先ほどご説明しましたけれども、市税等の収納に関すること、市税等の口座振替の加入に関すること等でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤清和） まず、予算書の中の関係ですけれども、13節委託料及び15節工事請負費につきましては、現在使用しております司令装置に関する機器の撤去にかかわるものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、共同運用いたします共同司令センターの保守管理費としての負担金1,351万4,000円、千葉県全域で整備いたしました消防救急無線設備に関します維持管理費499万円でございます。

あと、これをやることによってメリットということでございますけれども、県下全域で車両の出動状況等を把握できます。ですから、例えば旭地区で救急車が全部出てしまったときに、隣接の匝瑳ですとか香取ですとか銚子ですとか、そういうところから救急車の応援ができます。火災についても一緒であります。ですから、車両等に関しましては有効に活用できます。お互いの応援がスムーズに行えるという、これが一番大きなメリットではないかと思います。あと、119番に関しましても、大災害、例えば3.11のときみたいな形で来ますと、119

番の回線がほとんどパンク状態になってしまいますが、共同司令センターにおきましては、119番を受け付ける装置の数も多く、バックアップも期待できますので、そういうときに対応がよりの確、迅速にできるというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、道の駅のほうは、想定はそういうことしかないよということでございますので、それとして。

消防長、もう一度お聞きしたいんですけども、今、司令室をやっぱり撤去するということですね。あの施設設備、まだ何年もしていませんよね。相当の金額を多分やって、携帯も対応されたわけですね。しかし、現実的には、広域化というのが県が進めている2地域というんですか、そういった形の中で進めている事業だから、単体で抜けるとかということはありませんと思いますけれども、多分、司令室の、何年になりましたか分かりませんが、あそこのところへは相当優秀な器具を入れたと思います。そういったものは、このまま撤去されると、かなりのリスクが……。まあ、市の財産ですので、減価償却はございませんが、相当の償却部分、残っている部分が恐らく使える、通常なら使うべきものがあつたと思うんです。しかし、そういうことで撤去しちゃうということであればあれですけども。

それと、車両が今どこに配備されているか分かる。そういう面でメリットはあるという話でございますけれども、例えば今まで、今現在はちょっと分かりませんが、過去、まあ何年か前の話なんですけれども、例えば地域外、警察もそうなんですけれども、行きますと、そこで何かあつたとき、そこへ出動して行って、いや、ここは私の管轄じゃありませんということが過去にあつたと思うんですよ。いや、ここは銚子地先だったとか、いや、こっちは旭だったとかいう事例が。今現在、そういった問題点はされることがないのかどうか分かりません。それをクリアしているのか分かりません。しかし、過去にはそういうことがあつたように記憶しておるんです。消防だけでなく、警察もそうだったんです。ここまでも、管外だと、違うほうが来るのを待つとか、そういうことがあつたわけですけども、その辺は今現在としてはクリアされているんですか。その辺をちょっとお願いできればと。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） まず、管轄区域の関係につきましては、現在も結果的に管外だったということはございます。年に何回もございます。ただ、消防の使命を考えますと、ここは行ってみたら自分のところじゃないからということで活動をやめるとか、そういうことは一切

ございませんで、自分の管内と同じような形で活動しております。

あと、指令台の撤去の関係なんですが、撤去する部分につきましては、119番の受け付けの関係、あと、無線もデジタル化になりますので、装置自体が使えなくなってしまうので、ほかの部分で使えるもの、今後使えるものにつきましては撤去いたしません、受け付けの関係、あと無線の送受信の関係、そういうものに関しまして撤去するということでございます。

それで、今の司令装置ですけれども、約10年を過ぎておりまして、ですから、本来であれば、共同化しなければ、例えば25年度、26年度をめどに更新をしなければならないという装置であります。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第2号についてご質問いたします。

339ページの診療所関係職員給与費の3,928万円の具体的な内容についてお尋ねしますが、昨年度当初予算と比較して増えているが、これは医師の分なのか。また、医師の給与をどのように決めたのか。それから、勤務内容についてお尋ねをいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 339ページの診療所職員給与費の具体的な内容ということで3

点ほどありましたけれども、まず、3,928万円の内容でございますけれども、これは、医師1名、看護師1名、事務職1名の3名分の給与となっております。昨年度との比較で申しますと、昨年度は予算計上では看護師1名の給与費でありましたので、25年度は医師1名、事務職1名が増えたことになります。詳細につきましては、345ページの給与費明細書に記載されております。医師の就任に伴いまして、職員手当などに新たに地域手当、特殊勤務手当、管理職手当が増えたところでございます。

また、医師の給与をどのように決めたかというご質問でございますけれども、これは旭中央病院における同年代の医師を参考に決定しております。また、県内の公的医療機関等の給与も参考にさせていただいております。

あと、勤務内容でございますけれども、週4日の勤務を予定しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 昨年と比較して大幅に増額になったというのは医師の常勤だということでありまして、その医師の給料につきましては、中央病院の同年代ということでございます。そういう中で、週4日ということでもありますね。そういう給与の関係の中で、給料それから手当や、今回改正ありました中央病院の条例ですか、金額等で条例改正ありましたが、そこで勤務が週4日ということなんですよ。これは旭市の条例にどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、市の条例で職員の勤務時間はどうなっているかというお話ですが、職員の勤務時間につきましては、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条に、職員の勤務時間は週38時間45分、端的にいいますと週5日になっております。

この医師の勤務ですが、実態は週4日勤務していただきますが、その他の1日は、職務専念義務免除によりまして1日を職免する、研修のための職免、そういう対応になっております。

よろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、そういう職免制度は旭市の条例のどこにあるのか。それで、一般職員もそういうことが適用されるのか。また、今までもそれが適用されたことがあるのか

お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 職務に専念義務の特例に関する条例を市で設けてございまして、第2条第3号に、市長が特に必要と認めた場合として、こういう決めがございます。それを対応いたしまして職免を与えるということになります。

今までも、研修での職免等は実際使っております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、議案第8号の9ページなんですけれども、雑損失の具体的な……。一括して5億何千万ってなっていますけれども、明細をお知らせ願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、予算書9ページの雑損失5億4,250万2,000円に対する明細についてご答弁させていただきます。

まず、予算書の41ページをご覧ください。

下のほうに医業外費用がございます。こちらの2目に雑損失がありまして、さらに節のほうで、第1節として不要品売却原価が1,000円、それから固定資産売却損ということで、こちら1,000円ということで、この1、2に関しては、勘定科目を維持するための計上でございます。

あと、第3節、42ページの上段のほうをご覧ください。その他雑損失ということで3,435万円を計上してあります。これは取り立て不能欠損等を計上しております。

第4節は消費税雑損失という形になりまして、5億815万円。これは課税仕入れに係る消費税のうち仕入れ控除対象相当分、まあ貯蔵品関係ですね。こちらの分を載せてあります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第8号の14ページ、まず固定資産税の関係でございますが、24億3,200万ほどありますが、この土地について、市内と市外の面積。それから、行政には普通財産と行政財産。普通財産というのは通常使わない。それから、行政財産というのは、こういうふうに事務所が建っているとか、そういうことで2つに分かれておるわけですが、その普通財産と行政財産の面積、そしてその中で貸付面積がどのくらいあるのか。あれば、その面積と、それから何人くらいに貸しているのか。

それから、28ページ、特殊勤務手当というのがあります。病院の場合は、いろんな手当あるんですよね。その中で、手当の最終に特殊勤務手当ってあるわけですが、28ページの業務手当は、いつ、どのような率で支給されるのか。

それから、31ページに級別職員数っております。25年1月1日現在ということであるわけでございます。その中で、医療職（1）が前年と比較して増えている理由。それから、24年3月で医者が退職したということですが、どの部分で減ったのか。それから、昨年、後期研修医を正職員として採用したということですが、どの部分で増えたのか。

それからあと、40ページです。広告料の具体的な件でございますが、看護師の採用の効果をどのくらい見込んでいるのか、予算の中で。

それから、41ページです。医師確保対策費の具体的な内容ですが、これも医師の採用の効果をどのくらい見込んでいるのか、その点お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

まず、特殊勤務手当の中の業務手当の支給についてでございますが、業務手当につきましては、病院の経営状況を踏まえまして、3月1日を基準日として、基準日に在職する職員に対しまして、直近1年間のその者の勤務成績及び勤務期間に応じて、通常3月末に支給しているところでございます。

支給額は、経営状況によりまして、その都度、事業管理者が定めることとされているところでございます。

続いて、31ページの医療職の給料表の関係でございますが、増えている理由でございますが、この医療職給料表の1級に該当する医師は、1級ですので、若い方が対象になっておりまして、24年の予算の段階では10名であったわけですが、かねて説明しております、昨年の10月から卒後3年次から5年次の医師を正規職員にしたことによって、この層が正規職員となって新たにこの給料表の適用を受けることになったということで増えているものでございます。

関連しまして、じゃ、減った層はどの層だったかということなんですが、これも今年度当初、医師の減少ということでご説明申し上げましたが、研修医、専修医、一般の医師というふうに分けますと、24年度当初に減った者は、この層に該当しておりました卒後3年から5年の専修医の層と一般の医師の層の減少によって人数が減ったという状況になっております。

それと、40ページの広告の具体的な内容と効果についてでございますが、ここに入っております看護師確保対策としては、具体的な内容として、各地で開催されます合同就職説明会の参加費用、あるいは就職雑誌及び看護師求人サイトへの掲載費用等を計上しているもので

ございます。

現在、各病院で看護師の不足が叫ばれておりますが、おかげさまで当院では順調に確保ができておりまして、この4月1日現在でも、専門学校を含めて、新たに85名の採用が予定されておりまして、順調に確保できる見込みとなっております。こうした広報活動の一環ということで一応効果があるものというふうに考えております。

続いて、41ページの医師確保対策の具体的な内容はということでございますが、ここに関する費用につきましては、全国の研修医、あるいは医学生を対象としたセミナー等の開催費用や、医学部を持つ各大学との定期的な交流費用等が含まれているものでございます。このセミナー等を活用しまして、研修生の確保に取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございまして、土地の関係につきましては、担当の経理課長からお答え申し上げます。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、1番目の土地の内容についてという質問に対してお答え申し上げます。

まず最初に、総体の面積なんですけど、全体では15万3,193.34平米ございます。内訳としまして、市内と市外ですが、市内のほうについては13万8,396.34平米、それから市外が1万4,797平米ございます。

それから、普通財産、行政財産の内訳ですけれども、まず、行政財産については9万8,831.35平米、それから普通財産は5万4,361.99平米ございます。

それとあと、貸付面積ということでの質問があったと思うんですが、ちょっと詳しい数字は持ってきておりませんが、医師宿舎、職員駐車場、それから理容、レストラン、コーヒESHOP、それと売店についても第1売店と第2売店がございまして、こういったものが普通財産。それと、ドクターの建物、底地部分は貸し付けになっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 28ページの答弁漏れについて、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 23年度の支給状況について申し上げますと、23年度は、経営状況を踏まえまして事業管理者が決定した率といたしまして、給料月額、管理職手当、地域手当の額に、医師にあっては100分の120、その他の職員にあっては100分の100を乗じて得た額を支給するというふうに決定しているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず固定資産についてお尋ねしますが、私もはっきり言ってびっくりしたんですが、市外に約1万5,000平米あるということなんですが、これは何の目的で取得したのか。どこにあるのか。所在地と、この取得金額。そして現在、どのように活用しているのか。それから、分かれば、どこからこれを取得したのか。取得先ですね。

それとあと、貸付金、ちょっと分からないということであります。ここではいいです、それなら。後で、議会終わりましたら、その明細出していただきたいと思います。

それから、28ページの特殊勤務手当の内容でございますが、これは病院で利益が出たらということでございますが、実質、これは期末手当みたいなもんなんですね。利益が出たからって、実際は市からもかなりの金が行っているわけですから、交付税ね。それで果たしてこれ、利益が出たことになるのか。

それからあと、次に31ページですが、昨年1月1日現在と比較しますと、169名ですから、49名増えているわけですね。昨年春ころには医者が不足してしょうがない、やめてしょうがないということですが、この表で見ると、全然減ったところないんですよね。級別見たって、1人か2人でしょう。全然減ったあれがないんですが、それがなぜ、昨年では医者が減ってしょうがないということになったのか。

それから、そういう中で医師が1級58名と、48名増えていますね。昨年、たしか10月ですか、定数条例に余裕があったからということで後期研修医に正職員になりませんかということで話をしたら、48名になったということでございますが、やっぱり正規職員のほうが待遇がいいからなんでしょうね。ですから、この部分は従来から。前の研修医制度のときは別ですよ。最新の研修医制度になってから、後期研修医を正職員に募集したら、逆に旭中央病院は医者余りの状態になっちゃうんじゃないかと思うんです。

次に40ページなんですが、看護師の採用でかなり努力されていると思うんですが、説明会、求人サイト、いろいろやっている中で85名採用したということは、これによって85名採用したのか、それとも、今、旭に看護学校ありますね。ここからの分を含めてなのか。

それから、41ページの医師確保対策の問題でございますが、セミナー、それから大学で云々って話ありましたが、この結果でどのぐらい、旭中央病院として採用できたのか。

それから、昨年、この対策費を使った中で、大学、それから病院に管理者がトップセールスに行ったという話でございますが、その結果、どういうふうになっているのか。その辺を

お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず、期末手当の関係ですけれども、条例あるいは規定等へののっとりまして、公営企業として職員の日常の頑張りに応えるためということで、規則等へののっとり支給しているものでございます。ご理解をいただきたいと思います。

それと、給料表の関係ですけれども、給料表自体を見ると減っていないのではないかと、医師はそんなに減っているように見えないんじゃないかということですが、今年度、4月1日現在の医師数244名ということでご説明していると思いますが、給料表の適用を受ける正規の職員と、給料表の適用を受けていない臨時職員の数を含めて、働いていただいている医師の総数ということでお答えしておりますので、この給料表の適用人数だけを見るとそういう違いはないということをご理解をいただきたいと思います。

それと、10月から正規職員化をしたので、これをもっと早くやればそんなことはなかったんじゃないかということですが、これも1つの策として私どもやっておりますが、3年次から5年次ということは、これから自分がどういう専門性を高めていくかということで非常に重要な時期でございますので、1か所に長くとどまるという、専修医というのはそういう層ではございませんので、公務員化されたからといって自動的に永続的にとどまっていたらというところまでの効果はなかなか難しいのかなというふうに思っております。ほかのことも含めて、やはりいろいろな取り組みをしていくことが必要ではないかというように考えているところでございます。

40ページの看護師確保対策ですが、先ほど言いました人数は、あくまで私どもの自前の看護専門学校を含めての人数でございます。外部からも含めて、先ほど申し上げた人数を4月から新たに採用できる予定となっております。

それと、医師のほうですけれども、具体的にこれによってどのぐらいかということなんですが、いろいろな広報活動、あるいは交流等によってやっているんですが、直接これによって何名かというのはなかなか効果が難しいところでして、これ以外にも、委託費を活用して個別のリクルート活動とかもやっておりますので、なかなかこれだけですぐ何名というのは、申し訳ございません、ちょっと明確には出ないということをご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、まず固定資産関係について、どこの場所かという質問ですが、こちらは福島県猪苗代町の五輪原というところでございます。こちらについては、平成10年12月に寄贈を受けております。

あと、こちらについては何の目的でという中で、現在、正確に決まっているわけではないんですが、将来的に例えば研修センターとか保養所とか、そういったいろんなことが考えられると思いますが、そういった中で普通財産の寄贈を受けております。

それからもう一点、事務部長のほうへの質問の中で、市からの交付税が出ている中で期末手当をとということがありました。これについて、ちょっと私のほうから答弁させていただきたいと思います。

病院は不採算部門を数多くやっております。そういった中で、病院は市を通じて交付税をいただいているわけなんです、その大もととは国から県を通じて、その次に市という形でいただいております。ですから表面上、市のほうから交付税が出ているということになっておりますが、いろんな交付税の算定基準の中で、病院の不採算部門という中での普通交付税、特別交付税をいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） ただいま、答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 船橋市在住の方で、タケウチ様という方から寄贈を受けております。

○議長（林 俊介） ただいまの答弁漏れについて、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 看護師の確保のことでございますが、4月1日から、先ほど言いましたように、新たに85名を採用することを予定しておりまして、外部から看護学校以外の採用は22名の予定です。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、土地の問題でございますが、約1万5,000平米全て寄附を受けたということですね、寄贈って。分かりました。

それから、あとは31ページですか。医師の問題でございますが、正職員だということですね、この数が。今まで、そのほかに臨時職員がいたから数が増えるんだということござ

いますが、じゃ、その臨時職員は昨年1月1日には何人いたのか。また、今年の1月1日は何人なのか。そういう中で後期研修医、やっぱり専門性を高めるためにという話でござい
ますが、1級職の方々も全体的に見ていると思うんです。どこ行っても同じだよと。旭中央
病院でもそれなりのということで正職員になったと思うんです。もっと、よそ行ったほうが
レベルアップできるとなれば、あえて正職員にならないで、臨時職員で縛られないほうが私
はいいと思うんですが。まあ、そういうことはいいですけども、ただ、このときに臨時職
員何人いたのか、それをお尋ねします。

それから、41ページの医師確保対策の問題ですね。かなりそれなりの業者に任せてあると
いうことでありまして、それからまた、院長もトップセールスみたいなことをしている中で、
かなり経費を使っても全然メリットがなかったということですね。それ、お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 正規職員と臨時職員の数でございしますが、すみません、資料
の日付が違うので、申し訳ありません。持っている、分かる日付でお答えをさせていただきます
ます。

まず、23年4月1日現在の正規職員の医師が129名でございました。それで、臨時職員も
同じく129名ということになっておりました。平成24年4月1日現在は、正規職員の医師数
が125名、臨時職員の医師数が119名ということで、すみません、今手元にある数字でお答え
をさせていただきたいと思います。

それと、最後の医師確保対策でございしますが、決して私どもも効果がなかったというふう
には全く思っておりません。院長自ら各大学等に赴くということ、そして外部の機関を通じ
ての個別のリクルート活動、そういった活動を展開しているからこそ、私どもとしても一定
の医師を確保できているんじゃないかというふうに思っております。おかげさまで、この4
月1日現在の見込みにつきましても、まだ1か月ございますので、正確な数字は出ておらな
いんですけども、昨年、マイナス14ということでかなり減少したんですけども、今年度
につきましては、そのような大幅な減少はない見込みというところまで何とかこぎ着けてお
りますので、やはりそういった効果が出ているものというふうにご理解をいただきたいと思
います。残り1か月ございますので、何とかプラスに持っていけるように、引き続き働きか
けを強めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほどの貸し付けしている土地はという質問に対してお答え申し上げます。

病院の医師等に、全部で5名に貸し付けをしております。総体の面積は1,532.12平米になっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、質疑したいと思います。

25年度予算拝見した中で、最終的には3億円ほど利益が出てくるわけでございますけれども、医業収益のみを見ますと赤字であるということでございます。医業外が入って初めて黒字になるということでございますので。今、時節柄、いろいろなものがあるかと思います。例えば医師不足もあろうかと思ひますし、昨年来、内科の診療室が閉鎖されておる部分もあると思ひますので、その辺の理由を少しお願いしたいと思ひます。

それともう一点ですけれども、42ページのその他雑損失の中で取り立て不能欠損金がございますけれども、時効は何年なのか、その辺をお願いしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

2月15日に全員協議会でもご説明しましたが、最終的な25年度の利益については8,500万円ほどを見ておりますが、ただ、議員ご指摘のとおり、医業収支においては税込みで2億5,600万余りのマイナスというような形になっております。その一番大きな理由としましては、全協資料の真ん中のほうに書いてあるんですが、減価償却費が24年と25年を比較しますと、2億6,600万円ほど増加しております。こちらが一番大きな要因になっております。

それから、取り立て不能欠損ですが、こちらについては、最終的な入金の後3年を過ぎたものが対象という形になります。ただ、中には、遅れながらも入っているとか、そういうものがあります。そういったものは不能にはしておりません。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 収支につきましては、今、説明をいただきました。

そうしますと、病院の民法上の時効を利用しているということですよ。民法でいって3年ということ。地方自治法だと5年まで時効が延びる可能性があるんですけども、民法を利用した中での3年ということで今まで時効が成立しているということですよ。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、議員がご指摘のとおり、民法上の3年と5年という2つの考え方があります。今回、予算のほうに計上したのは、答弁がちょっと私のほうでまずかったのかなと思いますが、今回のやつについては一応5年のものを取り立て不能という形で予算計上しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、民法でなく、地方自治法を使つての。

これ、場合によっては、民法が上位になる可能性があるんですね。裁判結果。自治法でなく、民法が優位と。水道料金も当然そういうことだとか、いろんな料関係。税と違いまして、多分そういったことが場合によってはあると思うんです。異議がなければ問題ないらしいんですけども、しかし、そういうことがあり得るよということも裁判上では成立したこともあるらしいので、その辺は今ちょっと確認させていただいたわけでございます。それは答弁特にないでしょうからよろしいです。

○議長（林 俊介） 日下議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、議案第9号、補正予算ですけれども、20ページの公園維持管理費の具体的な内容ですが、これは昨年の12月議会で、市民からの要望として出ていたことではないかと思うんですが、具体的な内容をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 20ページのご質問の公園の維持管理費につきまして、その内容についてご説明をいたします。

この予算は、ご質問にございましたように、文化の杜公園内に設置を予定いたします仁玉川を横断する歩道橋の設置にかかわる予算でございまして、13節の委託料に142万8,000円、これは構造計算等のための委託料でございます。15節の工事請負費は2,507万4,000円を計上したものでございます。

歩道橋の概要でございますけれども、幅員は3メートルで橋の長さは10メートル、鋼製の桁で外観は木製を考えてございます。

高齢者をはじめ、車椅子やベビーカーなどがゆったり交差できるバリアフリー構造を考えておりまして、市民の安全対策を最優先した構造として考えてございます。

なお、本事業につきましては、ご質問にもありましたように、昨年来より多くの市民の声をいただいておりますので、当初は平成25年度の当初予算に計上を予定いたしておりましたけれども、今般の国の緊急経済対策における補正予算を受けまして、社会資本総合整備交付金という有利な財源を活用することとして前倒しで補正予算に計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、ありがとうございます。その完工予定はいつごろになるでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 完成の予定というご質問でございます。

今後、議決をいただきました後に、直ちに設計作業や、また仁玉川でございますので、関係機関と事前調整を行いたいと考えておりまして、早期完成を念頭にしっかりと取り組んでま

いりたい。

できれば、11月、あるいは年内、こういったものを目標に、ぜひ完成をさせていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 補正であれば、例えば11月には多分、文化の杜公園で、やはり産業まつりがあると思うので、それよりずっと早い時期でやっていただきたいと思います。要望です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず5ページの繰越明許費の補正のほうでお願いしたいと思いますが、変更の中で、土木費の道路橋梁費ですか、2のね、排水路整備事業、西野地区についてございます。

これ12月に3,600万円の繰越明許費を承認したかと思います。3,600万円の承認後に、今議会において2,678万円ということで補正をされるわけですが、これだけ西野地区の排水事業が進んだものと理解していいのかなと思いますけれども、それと併せて事業費に補正があったのか、ちょっとその辺を忘れていたものでお願いしたいと思います。

続きまして、17ページ、民生費、保育所運営費のほうにおいて委託料、説明欄13の委託料、管外保育委託料、管外私立保育運営委託料という形でございますが、これは当初予算にプラスやったものに補正されるわけですが、当然管外あるいは私立保育所の児童数が多くなったのかなと、そんなことも考えられるわけですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

続きまして、19ページになりますけれども、土木費の3、3目です。飯岡海上連絡道三川蛇園整備事業の1億1,200万円の減額がございすけれども、これらの減額する、せざるを得ない原因というんですか理由ですか、その辺を説明いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） まず、西野の関係ですけれども、これは減額した理由は、一番当初は補正を受けてから、繰越明許終わってから工事をすぐ執行する予定でおったんですけれど

も、諸般の理由によりまして延期になりまして、本来はこの工事、ウエルポイントを見ては、前面を、ウエルポイントを見ておりませんでしたので、本来執行して、工事が始まれば試掘をしていただいて、ウエルポイント出ると、これで設計変更という形で工事を見ておったんですけれども、まだ工事を執行しておりませんので、この分の例えばウエルポイントの試掘とか何かは、1回本体工事を出して、それからになりますので、その分を減額して補正してございます。

本来は、ウエルポイントもこの中に、3,600万円の中に入って見て、本来であれば執行が、早く執行してあれば、工事を出した段階において試掘をして水が出れば、その分ウエルポイント分の、出るところの金も予算的に見ておったんですけれども、試掘がこれ延びておりますので、今回執行しても、そこまでの施工の準備ができませんので、本体分の工事だけを見て、ウエルポイント分のお金に関しては平成25年度の新年度予算で計上、見るような形で、この分は減額してございます。

(発言する人あり)

○建設課長(北村豪輔) それがまず西野のほうは1点と。あとは、例の蛇園関係の減額の理由ですけれども、用地買収と補償の関係でできなかったために減額したのが主な理由でございます。

以上です。

○議長(林 俊介) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(佐久間 隆) それでは、17ページの保育所運営費の中の委託料、管外保育の委託料についてですが、議員おっしゃるとおり、途中で、途中で人数が管外から、よその管から、市町村から来た方を受けたということで増額となった次第でございます。

以上です。

○議長(林 俊介) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) ちょっと建設課長、説明よく分からないんですけれども、例えば繰越明許費というのは、執行できない部分が翌年度に繰り越される額がということなんでしょう、繰越明許費というのは。ここで減らすんですよ。執行できないのに減らすということはどういうことなのか、ちょっと分からないんです。執行できないのに減らすということは。

普通だったら、これだけの事業がありまして、この部分だけ残りました、残っちゃう、翌年度に繰り越しになってしまうから、それが繰越明許費だと思うんですよ。しかし、こっちもやっていないのに繰越明許費が減ってくるということは、進んでないのに減ってくるとい

うのはどうなのかなという意味がよく分からないなと思うんですよ。

それと、連絡道路、これ24年度事業を減額するわけですね、それは分かります。しかし23年度は繰越明許費として2億数千万円の繰越明許費借りたものがあるんですよ。今年度、この予算、たしか組んだのも、ここでは1億1,200万円ですか、減額するわけでございますけれども、やはり当初予算で2億数千万円の事業費を組んであったと思うんですよ。ということは、昨年度の繰越明許費と今年度でやると4億幾らの事業を、本来なら起こさなきゃならないわけですよ。しかし起こせなかったんでしょ、それは、現実として。

そういうことで、だからこれを計画的にしっかりやってくださいよということ常々言っていますけれども、事業をできないものを繰り越しやってあって、昨年度の繰越金を今年度使っていて、それも繰越明許費、この3月いっぱい使えることに許可させてあるんで、許可されているんですよ。だから、2年度分を1年で消化しなければならないような予算を組んでいるわけですよ、今現在。であるから、当然こういうことをやらなければならないのかなと思うんですよ。

その辺を、ちょっともう一度説明をいただきたいと思います。繰越明許費のね。いや、事業進まないのに、これ減らすということ。俺はこのままでいいじゃないかと思ったんですよ。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 西野の関係は、設計変更すべきものと見て3,600万円の繰り越ししたんですけれども、まだ工事を執行してございませんので、24年度分に執行できる分は2,000この何がしだという形で見ておりますので、その残った分の余分なものに関してはこれから、例えば執行した後に起こり得るものですから、今度新年度分になってしまう。24年度分に、これから執行する西野の工事に関しては、これだけのお金は、一番当初は必要ないんですよ。今度、例えばもうちょっと早く執行してあれば、その段階において、試掘内に何か水が出れば、ウエルポイントを計上するということで見込んで予算を立てたんですよ。

ですからまだ執行してございませんので、その執行する額だけを見ておいて、これから執行した後に起こるものは新年度予算で行うということのあれでございます。

あと、海上連絡道に関しては、そう言われることはごもっともなんですけれども、とりあえず一番当初はできるという形のもので進んでおりますので、やっている段階において、全てオーケーいただけない部分もございますし、その辺はちょっとご理解していただいて、有効な予算を、補助の予算を使ってという形で対処していきたいなという形で、こういう形に

なっておりますので。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） いいです、それは。確かに、そういえばこれが必要だったと。であるが、それが進まない限り必要でなかったと、そういう形だということですよ。

例えばこれをいつ、今執行予定の、あともう1か月しかないんですけれども、いつ執行する予定で続くのか、もう1点その辺お願いしたいと思います。

それと、補正による増額はなかったですか、この事業費については。はなかったですね。なかったね。

それと、これ減額する件でございますけれども、これ社会資本総合整備交付金でしたっけ、何か名称ちょっと分かりません。それでより、そういった形のものと、ここは合併特例債も使っているんですかね。そういう形でやられていると思うんですけれども、やはりそれを社会資本整備補助金交付金ですか、そういった形だから、経営いろいろ今までもされて、多分そういうことを聞いてきたと思います。

しかし、今回それを返納するわけですよ、減額補正、この1億1,200万円ですか、中において。これ幾らか、1億1,200万円。この中で返納する社会資本整備補助金交付金が返納しますよね。どっかにあったんじゃないんですか、これ。減額。

ちょっとごめんなさいね。これ最後ですよ、質疑。国庫支出金の、これプラスマイナスやったときにあれですけれども、この事業費については、返納せざるを得ないと思いますよね。返納ない。交付金のほうの。

ではなければ、それでいいです。一応お答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） いつ執行するのかということでございますけれども、入札のほう財政課が担当しておりますので、財政課のほうからお答えいたします。

今、準備を進めておりまして、3月に入りましたら執行できると考えております。

それと、合併特例債等、財源等あるものは、当然協議をいたしまして、ここの分は借りないでいくと、これは連絡道の関係ですけれども、減額になれば、当然起債を減らす。それから、国庫支出金については、これは建設課のほうで、当然補助事業者と協議をしておりますから、その分ここに見込んでいた国庫支出金については、予算の中では、当然減額してありますという状況でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今回、農業集落排水、この予算、補正予算でございますが、これ繰入金の減額が予算された、計上されたわけでございますよね。

それに対して、それとお聞きしたいのは、昨年、23年度分の繰越金167万円くらいあるという話を聞きました。へそくりで、へそくりとして留保してあるというお金、167万円ぐらいのお金がどこへ計上されているのか、お願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、繰入金の減額の内容でございます。

決算見込みをした中で1,724万1,000円を一般会計へ繰り戻すものでございます。

その要因といたしましては、江ヶ崎地区での管路設計委託費、これが263万6,000円の減となっております。

それと、いま一つが、江ヶ崎地区、琴田地区、両地区にかかります管路網図の作成、測量委託費、こちらの減額が1,611万7,000円、こちらからの理由によるものでございます。

なお、減額の金額大きいですが、入札による落札価格によるものでございまして、内容の変更等によるものでございません。

それと、もう一つ、前年度の繰越金ということでございますが、こちら補正予算のほうに

もありますが、繰越金500万円に含まれるもののご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） ただいま答弁漏れがあったようですので、答弁を願いたいと思います。
農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 23年度の剰余金でございますが、今現在、24年度で当初、予算を見ておりますが、500万円というものがございます。なおかつ、その160万円の部分につきましては、なおかつ翌年度への決算見込みの中での留保財源、繰越金を600万円ほど見込んでございます。そちらに含めてございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 23年度、年度終わっていますよね。いいですか。では、これ財政課長お答えしていただいてももらいます。あるんですよね。建設経済委員会の中で。

私は、170万円ほどあるものについて、3月あたりで補正で処理するのかなということで質問してあると思うんですよ。あるんですよ。

その際、課長答弁ですけれども、まず歳入なんですけれども、予算を措置します。それで歳入については、例えば今回500万円、500万円というのは当初予算で見込んである500万円ですよ。500万円という繰り越しの予算組んであります。

だけれども、現実には670万円出ましたと。そうすると、調定票は670万円で切ります。ですから、伝票上はもう既にお金が多分に入ってきている状態になります。歳入は、それが認められます。

ただ、歳出については、予算措置をしていないものは出せないと、それ以上の伝票は切れないと。だから、歳入と歳出の、この性質の違いというものがあるということ、このところご理解いただきたいと思います。

その部分を、今回このような議論になっておりますから、最終的に入れて、全部収支を合わせて、例えば一般会計からの繰り出しがありますから、その部分を戻していただくとか、そういう措置は最終的に必要になるかどうか、またどれだけのお金が残っているか議論したと思います。それ使っていないでしょう、現実的には。

使っていないくて、500万円は、これは当初、予算、当初予算で見込んであるわけですよ。だけれども、決算をやった時点で670万円ほど、667万円ですか、667万円ほど決算で剰余金が出ておるわけです。そうしますと、167万円というのはへそくりだと答えたんですよ、

へそくり。へそくりとして留保しますと。そのへそくりがいなくなってしまうわけですよ、これだと。そうではないですか。それにお答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに今、繰越金の予算額が500万円、それで670万円の実際のお金が入っているということである。そうしますと、決算上、決算表に出てくるのは、例えば数字で言えば667万幾らかという形で決算の数字が出てきます。当然決算を行いますと、歳入のほうが多くて歳出のほうが少ないというのが通常でございますから、その中で差し引きが、やはりまた出てくるということになります。

あくまでもこの予算上、では667万円に直せばいいではないかというのが日下議員のご指摘だと思うんですけども、この歳入歳出、一般会計含めて特別会計まで、企業会計以外のところについては、歳入歳出をイコールにする必要がございますので、その部分で何が発生するか分からない部分の留保額は若干持っている、それが167万円の数字に出てくるということです。ですから、決算をした段階で、それが余ればまた翌年度引き継がれるという形にはなります。

ですから、歳入については、予算上に設定したよりも多く入れられるというのは、この前、答弁したとおりでございますので、ここの部分は本当に留保、へそくりではありません。あくまでも、この会計を運営するときのお金として入ったものを留保しているという考え方でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私がへそくりと言ったんじゃないんですよ。へそくりだと言ったから私が言っているんですから。それだけは誤解しないでください。だから今、このへそくりでない、留保資金でいいんですよ。

しかし、これもう1か月ほどで、まだその留保資金をあるよということを言っていると思うんですよ。しかし、これ年度終わったときに、予算は構えないと思うんですよ。そうしますとどうするんですか、これ。市長専決で3月31日か何かでこの167万円入れるんですか、これ。本来なら、ここで繰入金に戻すわけでしょう。だからこさえておいてこれ戻せばいいんじゃないか、額を増やせばいいんじゃないかと思うんですよ。

ただそうすると、残っている間に使うものができなくなるということを考えているのかどうか分かりませんが、しかしここで予算書を、もう既に通すわけですから。予算書、

これ22日、21日ですか、これ最終的には。可決されるのが。そうすると、残ったって10日しかないんですよ、はっきり言って。

そのために、今であれば1か月というかもしれませんけれども、10日間しかないんですから、その時点で入れて、167万円入れて、一般会計繰入金して入れるべきではないですか。そういう会計の制度はやらないんですか、これ。

全くそれ、へそくりを、本当のへそくりで次年度まで繰り越しちゃうわけですか。どこかで処理しなきゃならないわけですから、その辺はもう一度お願いしたいと思います。これ質問最後になってしまいますからね。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 全部精算すべきだというのが日下議員のお考えであろうかと思えます。

ただ、この会計、非常に小さうございます。ですから、その中で、この金額が多く見えるのかもしれませんが、実は一般会計も同じでございまして、一般会計も今回、23年度の決算で21億5,000万円ほどの繰越金が出ています。それが全て予算にのっているわけでは、今現在ございません。まだ留保資金があります。

ですから……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） ですから、その一般会計の留保金と、この農業集落排水事業の会計の留保金というのは全く同じものでございます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） いやそういうことでは。あくまでも、歳入が多く来ているので、その中で若干の資金余裕があるという、そういう状況でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） いえ、へそくりではございません。繰り越ししたお金が、歳入上あるということでございます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、議案第28号について、新型インフルエンザのことなんですけれども、この新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが、昨年5月11日で国会で通ります。法律第31号だそうですが、この内容、多岐にわたっておりますが、その新型インフルとは何ぞやと、その辺のことをもっと詳しく市民にお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 新型インフルエンザについてですが、東南アジア等を中心に家禽類等の間でH5N1型亜種の高原病性鳥インフルエンザが発生した場合で、そのウイルスが家禽等から人に感染し死亡するものを言います。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これ多分、昔で言うと、ほらスペイン風邪とかそういうことであって、その転移したら、変異した場合に相当な人口が減ると。今、普通のインフルエンザでも、だいたい何千人くらいまでなんですけれども、日本でも、この新型インフルが発生した場合には、何万人の単位になると言われていますので、その辺のこのために条例をつくっていると思うんですが、そういうことについての、今言った、先ほど言いましたように、市民に対する啓蒙ですか、これを条例をつくただけだからいいということではなくて、その辺のことについてはどのように対応していくつもりなのか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 現在、国及び県におきまして、基本的対処方針及び行動計画が作成されております。これらの計画が作成され市に示された段階で、市の行動計画書を作成し、市民に対し周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これ施行されてから1年以内に立ち上げるという方向になっていると思うので、ぜひその辺のことを啓蒙していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたし

ます。

終わります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 16番、佐久間茂樹です。

今回、議案第29号、議案31号、第34号、37号について議案質疑の通告をさせていただきました。

本来ならば、34号、滝郷診療所のお医者さんのことで質問をさせていただきたかったんですけども、これは総務の管轄、総務常任委員会の管轄ということで、本会議でなければできなそう。ただ、この4議案、共通な背景があるように思えます。それは、中央病院の医師確保という背景があると思うんです。そういう観点から、本会議で質問させていただきたいと思います。

議案第29号です。これで、拝見しました。それで、管理者の給料は70万円とすると、第2条です。見た瞬間、私は思ったんですけども、350億円規模の企業の管理者の給料としては安いのではないかと。安いという言い方が、ちょっと適切でないかもしれませんが、決して高くはないと、そう感じました。まず第一にです。

それで、まずこの70万円という数字が出てきた根拠といいますか、それと、それから従前は院長として給料をいただいていたと思うんです。前の、今までの条例ではそういう形になっています。

そうすると、今まではどのくらいだったのかなと、それをお答えできるかどうかは別としてお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは私のほうから、2点のご質問に対してお答えいたします。

まず70万円という給料を決めてきた背景といいますか、何かということですが、

この2条に定めました給料月額につきましては、旭市特別職の職員の給料に関する条例により定められております事業管理者の任命権者であります市長の給料月額や他の自治体病院の事例等を参考に設定したものでございます。

それと、今までどうだったかということでございますが、今までは議員からお話がありましたように、病院長としての給料を支給するという形になっておりましたので、病院長として病院の給料規定に基づいて支払っております。

今回、このような形にいたしますので、2条の分と、あと条例を見ていただきますと諸手当等で何とか組み合わせて、それなりの職務に見合う給料にしたいということで条例案を設定したものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 多分院長としての給料はお聞きできないだろうというふうに思っております。

34号のほうで滝郷診療所の先生の給料表が出たので、ちょっとこれはそのときにまたお伺いしますけれども、ただ例規集には院長の給料というのを、一覧表で出ているわけですね。

それで、それで見ますと、最低1号から51万9,800円から最終152万3,800円まで出ています。中央病院の院長ですから、これはこの中から推して知るべしというか、給料規定に、給料表にあるわけですから、院長ですから、最高額をいただいていると、お返事がなければ、そういうふうにするんです。

ただ、今、部長言われましたように、首長の給料、副市長の給料、特別職の給料を、多分管理職としては超せないだろうと、そう思うんです。ただ、何かこの辺、この、それでこれ第3条があって、要するに管理者のほかに先生としての給料を出そうという話なんだろうと思うんです。ただ、私、思うんですけれども、例規集に出ているわけですから、給料がね。堂々と出すべきだと思うんですよ。

それで、要するに今、地方病院、病院でお医者さんを集めるためには、これだけのお金を出さなければだめなんですと、実際これだけ出すから集まってきてくれよと、そういうふうにもなると思うんですよ、堂々と出せば。

その辺、これ、この議案の提出者、市長ですけれども、私、いろいろちょっとこれ調べてみたんですけれども病院設置条例ってね。大半は、管理者は市長なんです。旭市はもう特別に病院が大きくなってしまっているから、ほとんど例外的な存在で、結構あちこちの市を

見ても管理者は市長になっているんです。

だから、そういった意味で、これ議案提出者、市長ですけれども、市長のお考え、これからは多分、お医者さん、こういう形で堂々とやらなきゃ集まらないんだと思うんです。

今、病院の経営形態とかいろいろ問題になっていますけれども、実際にこうやって条例をつくったときに、いろいろ矛盾が出てきてしまうわけでしょう。病院はもうかなり大きくなっちゃっています。

その辺、これは滝郷診療所のことにお話しさせていただこうかと思ったんですけれども、こっちが先になってしまったので先にさせていただきますけれども、市長大変でしょうけれども、その辺のお考えというか議案提出者としてどのようにお考えになっていますですかね。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 内容につきましては、先ほど事務部長のほうからお話がありました。特別職を、設置者というようなことの中で、事業管理者ということの中では、それを越えられないというような協議ということでの理解をしたわけであります。

ただ、この事業管理者がお医者さんの場合、それはやはり診療に当たった時間とかそういった部分につきましては手当でやらなければならないと、そういうような話し合いが持たれてまして、私もそれに理解をしたところでありまして、事業管理者という立場であれば、やはり市の市立病院でありますので、首長、特別職の上は越えられないのではないのかなと、そんなような考えのもとに決定をしたところでありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 中央病院が本当に立派になられて、本体より大きくなる、本体、一般会計規模より大きくなってしまったという、その矛盾が出てきておるんだと思うんです。

これから先も多分、いつもそうやってぶつかってくるんだろうと思うんです。既に、これお医者さんの給料を、これは技術職ですから、多分首長を超してるだろうと思うんです。こうやって給料表があるわけですから。

そうすると、やはりその辺、これからいろいろ矛盾点出てくると思うので大変でしょうけれども、今一生懸命検討されていますのでよろしくお願いします。

そういった意味では、堂々と出すべきだと思うんです。そうすればお医者さんだって集まってくるのかもしれないし。病院のほうでは一生懸命、医師確保ということで頑張っていますので。ただ私は、一番思うのは、やはりこの報酬だと思うんですよね。いろいろな手当と

いうよりも、まず人間ですから、先に給料だと思うんですよ。

だからそういう意味では、隠すということはないでしょう。堂々とアピールして、むしろ宣伝していてもいいのではないかなと思うんですが。

それで、ではそれはその辺でお願いします。

ただ、一つこの条例について、本当に基本的なことなんですけれども、初歩的なことで申し訳ないんですが、ほかの条例が一部改正の制定ということで4月1日から施行されるというふうになっているんですよ。この議案だけ、要するに制定になっているわけですよ。公布された日から、公布の日から施行するというふうになっているんですけれども、この辺はどうなんでしょうか、ちょっと説明をお願いできればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは私のほうから2点お答えしたいと思います。

まず、なぜ新たな条例制定かということですが、現在の条例では、議員のお話にありましたように、事業管理者の給料は病院長としての給料を支給するという形になっておりますので、今回は新たに、改正ではなくて制定でいこうということで新たに全く体系も異なるものですので、新たに条例制定とさせていただいたものでございます。

それと施行日の関係でございしますが、これまで旭中央病院はずっと事業管理者と病院長が同一ということで長い間やってまいりました。今回初めてこのような形をとるわけでございますので、できましたならば私どもとしましては、初めてこういう形をとるわけですので、議会でご承認をいただいた後、4月1日を待たずして、4月1日からすぐその体制で業務に邁進できるように、速やかに体制を整えたいということで施行日からという、公布日からということで早目に施行したいということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 佐久間議員と同じような話です。

今、佐久間議員は、70万円の報酬では安いのではないかとおっしゃっておいりました。私もそう思います。

それで、市長にお聞きしたいんですけれども、院長と事業管理者というのは、どちらが上席になるでしょうか。そのことによって、多分この報酬も変わってくると思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市長にということでありますので、私の考えを先に回答したいと思います。

私は、事業管理者があつて病院長だというような考えでいるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

それであれば、経営者というサイドから見ましたら、最高経営責任者はCEOですから、今の民間の株式会社であれば、それがトップになります。そうなれば当然、報酬も、例えば給料でなくて年俸でもいいと思います。もっとずっと高くても悪くはないと思います。

というのはなぜかといいますと、100万人の医療を預かっている経営責任者ですから、当然それだけのことがあつていいのではないのか。そうと思いますが、私も監査法人のアドバイスを何回か受けたんですけれども、医療監査法人ですね。その中では、事業管理者というのは、もっと報酬が高くてもいい。これは二つの医療監査法人とも、そういうことを話ししていただきました。やはりそのほかに、経営が今まで以上によくなれば、やはり事業管理者に対しては、それだけのインセンティブを与えるのが常識ではないでしょうか。

市長が言われるように、事業管理者が院長より上席であれば、そのことというのは当然だと思います。ましてや市の命運がかかっている中央病院の経営ですから、それだけのことを、市長より高給取りであつたからって、私はいいではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院に対しまして、温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。

今回、条例で提案させていただきますとおり、第2条で月額を定めておりますが、第3条等に基づきまして、諸手当等におきまして、職務に見合う給料額にするようにという案にさせていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） インセンティブと言いましたけれども、マイナスのインセンティブもあるわけですね。経営が悪かったら、やはり株式会社のCEOは失職いたします。その辺

のことも経営として考えて頑張っていたいただければと思いますので、中央病院ではどのように考えていますか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 当然のことながら、事業管理者は、病院経営の最高責任者でございますので、それに基づいてしっかりと職務をするというふうに考えております。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2名の方の質問ありましたが、私も議案第29号において質問させていただきます。

旭中央病院、開設以来、60年が過ぎるわけでございます。60年過ぎになったわけでございますね。そんな中で、ずっと院長、それから事業管理者、兼ねた中で一体でやってきたわけです。

それで、昨年の半ばころの議会におきましても、やはり院長、それから事業管理者一体でやったほうが、決断も決裁も早いということで来たわけですよ。

そういう中で、今回、この旭市の病院事業管理者の給与等に対する条例が出たわけでございますが、この条例を制定する具体的な理由。

それから、事業管理者の任期もまだあるわけです。そういう中で、施行日がなぜ、例えば4月1日とか事業管理者の任期ですか、そこにしないで、すぐなのか、公布の日なのかだね。

それから、あと病院事業管理者と院長、分離することによって経費が増大するわけでございます。

そういう中で、分離したときには、年間の給料、それから経費を含めてどのぐらいになるのか、3点をお答えいただきたいと思うわけでございますが、1点、2点目につきましては、これは提案者であります市長にお尋ねして、あと数字的なことについては病院サイドにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 1点、2点ということでお答えをしたいと思います。

1点につきましては、具体的な理由ということでありまして、これまでずっと事業

管理者、病院長、同一でやってきたわけでありまして、今回こういった事業管理者を別に制定するわけありますので、そのところについてはきちんとした、これからの指針を条例で制定をしておくということをつくったわけであります。

施行日がなぜ公布の日からということでありますけれども、先ほど事務部長からお話がありましたように、病院側が諸般の事情といいましょうかいろいろな部分があって施行日からしたいということありますので、施行日から公布をしたいということありますので、そういう方向で私も理解をしたところありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私からは、経費の関係でございますが、経費が増大するのではないかとことですが、新たに病院長が就任するわけでございますので、その人の病院長に、昇格に伴って、当然病院長という職責を果たしていくわけですので、昇給の増はあると思いますが、どなたになるかということはこれからでございますので、具体的な算定は難しいかと思っています。

ただ、幾らにしましても、それほど大きな増加には、ですからならないというふうに私も思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めたいと思います。

明智市長。

○市長（明智忠直） 具体的な理由ということありますけれども、事業管理者と病院長が分かれるということについての、今までは条例が制定されてなかったわけありますので、その事業管理者を置くということについて、具体的に条例できちとうたっておくということに尽きると思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず経費の関係でございますが、まだ病院長が特定されておりませんので、どのぐらいの経費の増加というのはお答えできません。それほど大きな増にはならないと思っております。

それと、では事業管理者はどうかということでございますが、特勤手当の分等ございますので、どういう形態になるかということも、まだ決定しているわけではございませんので、

算定することは現時点ではまだできないというふうに考えております。

また、事業管理者につきましては、例えば県内の大きな、君津中央病院等におきましても、やはり分離されているということもございまして、病院側として今置かれております諸課題に適切に対応するために、分離することが望ましいということで、私どものほうから開設者でございます市長のほうに相談して了解をいただいたというものでございます。病院側として、この体制を今後とっていきたいという判断のもとをお願いをしているものでございます。以上です。

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 施行日につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、これまで旭中央病院は、管理者と病院長が一緒ということでずっとやっておりましたので、できるだけ早く議会の了解をいただいた後、その体制で、しっかりと業務に励んでいきたいと思っておりますので、なるべく早いスタートを切りたいということで、この形で提案をさせていただいております。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なぜこのように分離するかの議案は、市長が十分理解、納得した上で出すと思うんですよ。何の考えもないわけです、それではね。

それと、公布の日から、先ほど私が言っているように、そのまんまなぜ、4月1日からできないのは、そんなになぜ急ぐのか、急ぐ必要はないでしょう、普通であれば。何らかの理由がなければ。普通で。そう思いますよ。

うわさによりますと、何ですか、いろいろ聞いていますよ。そのためにこれを急ぐんじゃないですか。市長はその辺十分知っているでしょう。なぜこの議会で、いや、あからさまにしないんですか、やはり実態を。それがやはり開かれた行政、また議会なんですよ。

ですから、こうこうこういうことで分離します、そのためにこれ出します。それで、相手のこともありますから、早急にこの公布の日はこうですって、なぜここでできないのか。それをお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 具体的に分離をするということをなぜというような部分で、それはやはり一連の医師不足、そういったものを解消するために、それが最善の方法であろうというような病院の考え方もありますし、私もそういうようなことで理解をしたところでありまして、今、医師不足を少しでも、いろいろな方面から解消に向けて取り組んでいくというようなことの中で、今回そういった分離をというようなことで行ったわけであります。

またもう一つ施行日と公布の日が、公布の日からということでもありますけれども、高橋議員もいろいろ情報は持っているというようなこともありますし、議会で私のほうからもきちっと言えというようなことでありますので、病院長承認発令を平成24年度に行い、平成25年4月1日からの新体制の発足に備えるということでやっていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の市長の答弁ですと、病院長、事業管理者、分離したことによって、医師不足が解消するというような答弁でしたよね。ですから、これは当然、市長は十分知っていると思います。

やはり今、病院、いろいろな問題を抱えている。それで、ここで検討委員会もやっているでしょう。そういう中で、やはり議会には、きちっと現状を説明すべきなんですよ。それでまだ、それでないと、これから市長、市長やっていく中でできるんですかね。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院は設置者が旭市でありまして、そういった部分で、これからも責任というような部分では、ずっと関与して責任を持っていかなければならないと思いますし、議会の、何をやるにしても、議会の承認が必要なわけでありまして、議会とのやはりコンセプトといいましょうか、そういったものは十分とっていかなければというような中で、検討委員会、委員が全部がどうかは分かりませんが、そういった部分で議会との懇談会、そういったものも、これからやっていかなければならないのかなと、そんなように今考えているところでありまして、それらに対して設置者としてきちっと判断をしていきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案質疑は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番(佐久間茂樹) 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてで質疑申し上げます。

先ほど8号議案で、高橋議員からも定数のお話が出ていました。この説明に当たって、やはり医療職を確保するために枠が欲しいんだというお話でございました。

それで、今お伺いしますけれども、私は、この定数条例というのは、現場で実際2,000人近く人間がいるわけで、絶えず動いていると思うんですよ。だから正直言って、こんなのあったら邪魔なのかなと、私はそう思っているほうです。

ただやはりこれは上限だというふうに理解していますけれども、例えば病院の報告で、平成17・18年度くらいは、これを超していたのかなという記録もあります。だけれども、あんまりそれを私は気にしてないんですけれども、それでちょっとお伺いしたい。今現在、職員数何人で、それで、それを1,970にすることなんですけれども。それで、今年度といえますか25年度に非正規、非正規というか正規採用にしたいという人が何人くらいいるのか、その中に医療職はどのくらいいるのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長(林 俊介) 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず上限だと理解しているということでございますが、ご承知だと思いますが、定数条例につきましては、地方自治法第172条の第3項におきまして、職員の定数は条例でこれを定めると、ただし臨時または非常勤の職については、この限りでないという規定がございます。これに基づいて職員の定数を定めているものでございます。

こうしたことから、この定数の対象となりますものは正規職員のみでございまして、先ほど言いました法律の規定等にもよりまして、臨時または非常勤の職員については対象に数えない形で捉えております。

そうしたことから、今現在、病院には幾らいるかということなのですが、定数今1,880ということで病院の企業職員定数をいただいております。1,880に対しまして、1月1日現在で1,851人ということで、まだ定数内ではあるんですが、非常に余裕がなくなってきているところでございます。

先ほど来申し上げておりますとおり、来年度4月に向けて、鋭意職員の採用等を進めておりまして、今現在の見込みでは1,910人ぐらいにはなるだろうということで、今の1,880を超える見込みでございますので、ある程度の余裕を持ちまして1,970の条例改正をお願いしたいというものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 1,910人というと、1,851から61人くらい、もう既に増えているということですね。そうですね。

その中で医療職、これ全部医療職ですか。特に、お医者さんの確保ということで増額という話で、91人で、あとまだ60人近く余裕ありますけれども、それは25年度中に、臨時あるいは正規か分かりませんが、正規の医療職を増やしたいということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 1,910に対し増えていくということなのですが、その内訳でございまして、医師につきましては、昨年の10月から正規公務員化しましたので、この定数の条例の対象人数に加えておりますので、4月1日で比べると去年よりは増える形になって

おります。次数としては、4月1日現在、医師の総数としては、今取り組んでおりますが、ほぼ現状どおりの数に何とか持っていきたいというのが正直な実情のところでございます。大幅な増までは、まだ今取り組んでおりますが、何とか現状維持にとどめたいというのが医師数の正直なところでございます。そのほか、いろいろな検査技師等、あるいは看護師等の増要員がございます。

基本的に、一般事務職については増やさないという方針で考えております。事務系も総数としては増えるんですが、医療事務とかを担当している医療に関する事務を扱っている人間は増えるんですが、一般的な意味での事務系の職種は増やさないという考え方で取り組んでおります。そういった職種も含めて1,910ぐらいにはなる見込みだということで、多少の余裕を持ってということで、年度内にこの数を全て消化し切るということはないかなというふうに思っておりますが、やはり企業運営をしていくためには、ある程度の余裕もあったほうがいいということで、今回この数字でお願いしているものでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、議案第31号の旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質問をします。

まず、定数をなぜ増やすのか、それから具体的な職別の定数はあるのか、それから90人増えるわけですが、どの職で増やす予定なのか、3点をお尋ねします。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長(菅谷敏之史) それでは私のほうから3点お答えいたします。

まず1つ目ですが、なぜ増やすのかということでございますが、やはり医療の高度化等に伴いまして、市民をはじめとします地域の皆様に、良質で安定した医療を提供していくためには、やはり医療従事者の増員が不可欠となっているところでございます。こうしたことから、増員を行いたいというものでございます。

2点目でございますが、具体的な職別の定数はあるのかということでございますが、これはございません。あくまで総数、想定数ということでございます。

3点目でございますが、4月1日現在の見込みの定数としては1,910名を見込んでおりま

す。ただ、医師等につきましては継続して招致活動等を行っておりますので増える可能性はありますが、現在見込みとして1,910名ということで見込んでいるところでございます。

具体的なその内訳でございますが、正規の医師として170名を、4月1日現在です。技師を340、看護師を863、行政職を528、教育職を9、このトータルとして1,910という数を4月1日現在で予定しているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 増やす要員につきましては分かりました。

その中で、やはりある程度、例えば医師ですか、それから看護師等は、そういう枠の内規ですか、これをつくらないと、結局昨年ですか、たまたま定数、余裕があったから医師を正職員にしたとか、そういう結果になってしまうと思うんですよ。

ですから私は、ある程度内規をつくるのが大事だと思うんですけども、その点はいかがなですかね。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院としてのきちとした内規とまでは至っていないんですが、やはり人事担当のほうで一定の目安というものはやはり持っておりまして、議員おっしゃいますとおり、例えば一つの職種が突出してその定数を食うというようなことは、やはり望まじゅうございませぬので、内部の管理の数字上としては、この職種はこのレベルで押さえておこうという数字は持っておりますので、病院内できちとした、そこまで高めるかについては、少し内部で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、これだけ人を増やすということになりますと、当然決算状況にも影響が出てくるわけですね。例えば、これ定数条例、最高までやった場合、医者とか看護師、そこでかなり違っちゃうと思うんですけどもね。決算には概略どういう影響出てきますかね。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今年度の予算につきましては、1,910という定数見込みでござ

提示をさせていただいておりますので、多少の前後あるにしても、この数字、レベルであれば、特段大きな数字上の増減はございません。

あとやはり基本となってきますのは、何と申しまして、医師がどのぐらい今後は増員できるかによって、やはり収益というものは大きく変わってきますので、先ほど来申し上げていますように、やはり何といても病院運営の基本は医師ですので、その確保によって収益増につなげていきたいと。またその様子を見ながら、それを補完する医師等の補充につきましても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 議案第34号、これを議案質疑で、ちょっとやりたかったんですけども、滝郷診療所の先生、滝郷診療所あり方検討委員会に携わった者として、お医者さんを探せないんだろうと思っていました。でも、大変ご苦勞されて探してきていただきまして、私だけではなくて感謝している人は非常に多いだろうと思います。

そのために、この医療職給与等が入ってきたんだろうと思いますけれども、交渉に当たって、執行部は大変苦勞されただろうと思います。本当にありがとうございます。ご苦勞さまで、それを言いたくて議案質疑させていただきました。

ただ、これによって、医療職給料が出てきます。そうすると、一般職とのその差といいま

すか、やはりこれかなり違いますよね。なので、こういう矛盾を抱えてきてしまうわけですよね。しかも、このお医者さん、先生、常勤というか、ほかの職員と同じような勤務条件では多分ないと思うんです。

これから先、例えば週のうち1日、例えばほかに行きますよと、アルバイト行きますよと、ほかの収入も認めるようになると思うんです。こうしないと、お医者さんが見つからないんだということだと思うのね。本当にね、大変だと思います。

この議案に反対するつもりでなくて、本当にこれはもう大賛成で、まず執行部にご苦労さまでしたと、ありがとうございますと、そう申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 答弁はいいですね。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第34号の質疑を終わります。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 37号、これは病院職員の住宅手当をカットするという条例なんだろうと思います。

職員に対して、待遇が幾らかマイナスの方向に働いたわけなんでございますけれども、これに代わることは何か考えていらっしゃるのでしょうか、これを補充するような。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） この手当の廃止でございますが、この持ち家に係る住宅手当につきましては、やはり公務員を取り巻く環境が変化したということで、あくまで持ち家を保有していることを要件とする手当ですので、これがやはり今の時代の中ですぐわなくなってきたということから、国では持ち家に関する住宅手当を廃止しておりますし、市長部局におかれましても、やはりこの年度末で完全に廃止されることが既に決定しております。

こうした動きにあわせまして、今回病院につきましても、持ち家にかかわる住居手当は廃止するというものでございますので、新たな対象というものは考えておりません。

ただ、これは今申し上げましたように、どういう手当かといいますと、世帯主として持ち家を新築あるいは購入した職員に5年間に限って2,500円を支給するというもので、自宅を、新しい自宅を購入したり新築した場合には5年間支給されていたという、支給しているものですので、やはりそれが時代の要請に合わなくなってきたという判断のもとに、市長部局と足並みをそろえて廃止するというものでございますので、普通の賃貸等の入っている方については、これまでどおり支給されますので、新たな手当等については考えておりません。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、議案第8号ですか、医師マンションの建設が言われていますけれども、100戸ということで。幾らかこれ関係あるのか。医師マンションに入る人、例えば家賃とか、その辺はどのくらいになる予定なんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師マンションに入る方につきましては、今回はあくまで持ち家に係るということですので、今マンションはまだ新しいのはいないんですけれども、対象になるというものではございません。ですので、マンション入居者に対しては、今までの取り扱いと変わらない形になります。

それと、新しいマンション、家賃どのくらいかという最後のご質問ですが、現在まだこれから工事に着手するという段階ですので、今の段階ではまだ決まっておりません。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第37号の質疑を終わります。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第39号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 議案第39号について質疑をいたします。

墓地については、その性格上、さまざまな法律や条例、また公衆衛生、環境など制約が非常に多いものですのでお聞きします。

まず市営墓地に至った経緯と現在までの使用料、手数料の発生はあったのか。

それから、墓埋法やこの県条例には抵触しないのか伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定についての質疑にお答えを申し上げます。

まず、一つ目として、市営墓地に至った経緯でございます。それと現在までの使用料、手数料は発生しているのか。それと、墓埋法やその他の法律に抵触をしないのか。この3点についてお答えを申し上げます。

まず、市営墓地に至った経緯でございます。

この如来堂の市営墓地につきましては、墓地発祥時から海上地区内の清滝区内にあります町内会で管理をされていた共同墓地でございます。

これにつきまして、昭和58年に、清滝区で、村ぐるみ農業推進事業の一環として、この共同墓地の整備を行うこととなり、その結果、既存の共同墓地の一部が国有地であったことが判明いたしました。

これについて、地元と旧海上町で相談した結果、その部分を国から払い下げを受けることとなりまして、この国から墓地用地として払い下げを受けるため、昭和61年の1月28日付で、既存の共同墓地を旧海上町の旧海上町営墓地として千葉県から経営許可を得たものでございます。

その後、国からの所有権移転登記が完了しまして、合併を経て現在の市営墓地、面積として1,226平米、49区画の市営墓地に至った経緯であります。

なお、その当時、地元から既存の共同墓地につきましては、村中持ちということでありましたけれども、それらについてを旧海上町へ墓地用地として寄附、それと国有地の払い下げ代金の一部として、地元のほうから100万円を、旧海上町に寄附をされております。

このような経緯から、市営墓地でありながら、市民であれば誰でも購入できる墓地という扱いではなく、あくまでも清滝区の町内会の同意を得なければ購入できないというような墓地でございます。当然、管理につきましても、清滝区の十六町町内会で管理も現在もやっております。

その次に、使用料、手数料ですけれども、墓地の使用料につきましては市営墓地というように、旭市の使用料及び手数料に関する条例に規定されております。

この中では、5平米の区画につきましてが9万円、4平米の区画につきましてが7万円ということでございます。

あと使用料についてなんですけれども、これは合併後で申し訳ございませんけれども、平成17年から平成24年までの間に、4区画ほど使用許可を市のほうから出してございます。

現在、全体では49区画あるわけなんですけれども、残りは今2区画ということになってございます。

次に、使用料につきましては、当然市の歳入として入金されます。ただ、市営墓地の維持管理が地元で行っているというようなことがございまして、この歳入と同額を清滝区の地元のほうへ墓地の管理のための委託ということで支払っております。

あと墓理法やその他の法律との関係でございすけれども、墓理法で第10条に規定されている墓地の経営許可なんですけれども、平成13年から千葉県知事からの権限に関する事務の処理の特例に関する条例によりまして、市町村に移譲されてございます。

それで、今旭市の墓地等の経営に関する許可に関する条例で、墓地の許認可等に、または管理は市のほうで行っているというところでございます。

今回の経営移譲の許可につきましては、この旭市墓地等の経営の許可に関する条例に基づいて、地元のほうへ移譲というように、今回につきましてはこの条例の中の第13条におきまして、基準の適用除外という規定に基づいて移譲することになるわけなんですけれども、この基準の適用除外の中身ですけれども、この中で定めておりますのは、あくまでも墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、または墓地等の構造、その他特

別の事情があり、宗教的感情上、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときというようなことで、許可の基準、または墓地の環境基準、またはその施設の基準、そういったものについてを除外した中で、地元清滝区のほうへ経営を移譲しようと、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これで最後にしたいと思いますけれども、まず地方公共団体が経営しようとするとき、それから宗教法人または民法で言う第34条の規定により設立された財団法人とか社団法人ということになっておりますけれども、区というのは、そういう法人にはなっていないわけなんです、そのところをちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 先ほども申し上げましたように、13条の適用の除外規定の中で、ここの中で第6条の許可の基準、今、議員おっしゃいましたように、どういう組織、団体が許可を受けられるか、申請ができるかということを定めているところですが、今の市のほうの適用の除外規定の中には、この6条の部分も含めて適用除外ということになってございますので、今、区については、そういった公共団体にも当たらないわけですし宗教法人にも当たらないということなんですけれども、この規定に基づいた中で墓地の経営を許可をするということでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第39号の質疑を終わります。

議案第40号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第41号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第42号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第43号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第44号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番(佐久間茂樹) 長熊釣堀センターの指定管理者ということで、大阪の会社が指定管理者となったということでございますけれども、釣り堀ってほとんど毎日現場で管理するようになると思うんですね。

やはり大阪の会社で、選ばれた経緯といたしますか、選定委員会というのがあったようですから、現場で直接、その連絡先とか、その辺が多分審議されたんだろうと思うんですけれども、選定委員会のメンバーとその選考の経過をお聞かせ願えればと思います。

○議長(林 俊介) 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) それでは、長熊釣堀センターの指定管理者の、これまで至った経過ということで。

ご承知のように、指定管理者の候補者の選定方法、これでありまして、指定管理者の候補者の選定につきましては、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱、これに基づきまして指定管理者候補者選定委員会を設置をいたしました。

委員につきましては、市民の代表2名、学識経験者2名、関係課長含めまして、関係課の課長等を含めまして9名で構成されました。

審査の方法としましては、指定管理者の指定の手続等に関する条例の第4条、さらには指定管理者の指定に関する募集要項、これらによりまして、選定基準、これは基本事項、あるいは管理運営、管理体制、あるいは収支計画、これらにつきまして20項目につきまして、それぞれ各委員さん方に5段階評価で、都合100点満点、この採点をお願いをいたしました。

基準定数、60点に達したものの、これを選考する。

選定の結果につきましては、基準点数を上回しまして、審査の過程でありますけれども、事前に提出されました事業計画書の書類の審査、さらには審査会当日、20分間のプレゼンテーション、さらにはその後の質疑、それらを経まして基準点数を上回り、その合計点数が最も高かった会社、これを今回指定管理者の候補者として選定をさせていただいたものでございます。

課についてでありますけれども、議員のほうから、今回の候補者、株式会社ハウスビルシステム、本社の住所が大阪市の北区にございます。ただ市原市にも営業所がありまして、現在市原市の海釣り施設、これを指定管理者で受けて運営をしております。そういう話のプレゼンの内容、あるいは書類の提出がございました。

そんなこと、あるいは現在、同様の海釣り施設5施設、その他大阪市の駐車場等、合わせまして14の施設の指定管理者として運営している、そんなことでプレゼン、あるいは書類の審査の中で審査を行った結果ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） だいぶその厳密な審査を行ったみたいで。ただ私が知りたいのは、実際に現場で管理するわけですね。だから、現場の例えば事務所とか、現場の電話番号とか、現場の主任技術者とか管理者、その辺が具体的に知りたいんです。

確かにあちこちやっているというのは分かりますけれども、実際長熊で管理するわけですから、こちらでの拠点、誰か、例えば具体的に名前も出ているんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） この会社から、書類の提案、あるいはプレゼンの中で、そういう話は出ました。なるべく地元の方をぜひ雇用をしていきたい。でき得れば、今管理している方々にも引き続いて管理していただだけませんか、そういうことは議会の議決をいただいた以降考えてみたい、そういうことで聞いております。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） そうすると、要するに管理者には指定はされたけれども、現場は今までどおりの経験者にやってもらうと、雇用すると、そういう話ですか、今のお話ですと。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　そういう決まっているということではなくて、会社のほうから、例えば大阪、あるいは市原、ちょっと遠いですねということ。ただプレゼンの中でも、地元精通している方にぜひ、我々としてはお願いしたい。

ただ、これは、議会の議決がなければ先に進みませんので、そういう話を聞いているということでご理解いただきたい。

（発言する人あり）

○議長（林　俊介）　佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　それでは、議案第44号、長熊の指定管理者の問題について質問しますが、まずなぜ指定管理者にしたのか、それから2点目として、経営ということに重点を置いて決定したようでございますが、この長熊の釣堀、当初は地域の活性化、そして地域のPRを目的に整備されたわけ。そんな中で、指定管理者にして、そのようなことを実施できるのかどうか。

それから、あと今ちょっと長熊の公園の管理人等ですか、の問題が出ましたが、改めて答え出てなかった中で。

この施設で地元の人でも何人か働いているわけです。そんな中で、この雇用対策はどうするのか。例えばこの指定管理者制度にすると、ある一定の条件はつけてあるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（林　俊介）　高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、なぜ指定管理者にするのかというご質問が最初にありました。

施設の目的であります恵まれた自然環境を活用して地域住民が自然に親しみ、余暇の活用と健康的な憩いの場を提供するための施設、そんなことで長熊釣堀センターを設置してございます。

今回の指定管理者の募集要項の中でも、この中の基本的運営方針、この中で管理運営するに当たりましては、この施設の目的に従ってお願いをしますよ、これが大前提として募集要項の中に掲げてございます。

今回の指定管理者の導入についてでございますけれども、制度の趣旨、これに基づきまして民間の発想やノウハウ、これを活用しまして、より一層の施設の利用と質の高い住民サー

ビスの向上、さらには効果的な管理運営を図ることを目的として、今回導入をさせていただくものでございます。

旭市にとって、将来にわたって、施設の安定的な運営及び経営を持続していくこと、これが最も大切なことであると考えております。

また、この施設につきましては、第2次アクションプランにおきまして、平成24年度から指定管理者の導入、これを目指しておりました。

ただ、東日本大震災等の被災で修理に時間を要する、そんなことで、今回指定管理者の制度の導入ということで実施をしているものでございます。

議員のほうから、当初の目的、地域の活性化、あるいは地域のPR、そういうもので、この指定管理者で大丈夫でしょうかということです。

プレゼンの中身、あるいは事業計画の中でも、いろいろ地域に溶け込んで、例えば地域の学校教育との連携した社会科の授業を受け入れるとか、いろいろな形で民間ならではの実は発想をいただいております。そんなことで、我々としては期待をしたい、そういうふうと考えております。

もう1点、地域の雇用の関係でございます。

我々も四つの応募をいただいた方々には、絶えず地元の人雇用のぜひ頼みますよ、それが大前提です、そんな話をしてございます。

この会社からは、書類の中、あるいはプレゼンの中でも、でき得れば今精通している方々に働いていただきたい。それが無理であれば、商工観光の隣にあります地域職業相談室、ここに大勢の市民の方が職を求めてきております。旭市民の方をということで会社は考えたい、そういうふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この指定管理者にするということは、結局効率化を求めるわけですね。しかしこれは、効率化を求めるためにつくったわけではないんですよ。やはり地域のPRとか、そのためにつくったわけですよ。ですから、ある程度は、PR代として市から持ち出ししてもしようがないと思うんです、私の考えとしては。それは、ただ効率だけ求めた中で、これはちょっと私は考えものだと思うんですよ。

それから、ではこの中で、結局地域のPRを、それと活性化を求めた場合、それをこの指定管理者にどういうふうにするという具体的な市からの条件を提示をした中で、この指定管理者

にしたのか。

それから、ではやはりこういうのも、ここで働いている人もいるわけですよ。皆さん方だって公務員、一番生活が安定しているからなんですよ。今まで働いていた人、あしたからもういません。これはあんまり薄情ではないんですか。

そんな中で、やはりある程度、指定管理者にするときには、その辺を含めた中で、事業者に対して条件をつけるべきだと思うんですが、具体的に市が市のPRのためにどういうふうにするのか、それから雇用はどういうふうにするのか、提示してあればその問題と、それに対する事業者からの回答を、それお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうから効率だけではということで話が合ったわけですが、今回このプレゼンあるいは事業計画の中を見ますと、例えば今までは行政が直営で管理をしてきたわけでございます。

なかなか行政が直営ですと、例えば釣りのえさの販売とか、あるいは手ぶらで来た方が釣りざおがないよ、でも釣りはやりたいね、そんなことで、民間が入ることによって、この業者は貸し、リースを実施したい、そんなこと、あるいは釣りえさも販売をしたい、あるいは全国の大きないろいろな釣りの協会といろいろ親しい、そこにいろいろなPRをして、この釣堀センターを全国的にPRしたい、そういうことも伺っております。

そういう中を、我々も判断を、審査会の中でも判断をしまして選定されたのかなと、そういうふうには考えております。

そういうこと、あるいは地域のPRというようなことで先ほど言いました。学校との教育との連携も実は考えてくれています。そんなことで地域のPRも一つ考えられるのかな。

あとは雇用の関係であります。

雇用につきましては、その審査会の中でも、雇用はどうするんですかということで各審査委員からもいろいろ出ました。それぞれの四つの応募した中では、地元の人の雇用の場の確保、これは必ずやりますと、そういうことで聞いております。そんなことで。

ただ、現在働いている方々が確保されるか、それはちょっと申し訳ないんですけれども。ただ言いかえますと、現在6名の方が、そこでローテーションを組んでやっています。平均年齢は68歳、そういうことも一つ我々も承知の中で検討している、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第44号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第40号、議案第41号直接審議（先議）

○議長（林 俊介） おはかりいたします。議案第40号及び議案第41号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にして先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第40号及び議案第41号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第40号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第40号は同意することに決しました。

議案第41号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第41号は同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成25年旭市議会第1回定例会議事日程（その2）、本日2月28日木曜日をご覧いただきたいと思います。

この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号、発議第3号の3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 発議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号、発議第 2 号、発議第 3 号の 3 発議案を上程いたします。

発議第 1 号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 2 号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 3 号 旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号、発議第 2 号、発議第 3 号について、議会運営委員会委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） それでは、初めに、発議第 1 号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を申し上げます。

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることとなったことから所要の改正を行うものであります。

次に、発議第 2 号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、そのほか文言の整理を行うものです。

次に、発議第 3 号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定

について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、政務調査費を政務活動費に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲と、議長が使途の透明性の確保に努める規定が定められたことから所要の改正を行うものです。

以上が発議第1号から発議第3号の提案理由でございます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号、発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

発議第3号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第９号中の所管事項、議案第21号、議案第25号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の７議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第８号、議案第９号中の所管事項、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第43号の24議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第９号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第42号、議案第44号の15議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、３月15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会請願付託

○議長（林 俊介） 日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第１号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第１号の１件を付託します。

付託いたしました請願は、３月15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分